

# 令和5年度一関市防災会議

と き 令和5年12月25日（月）  
14時30分から15時30分まで  
ところ 一関市役所2階 大会議室B

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 一関市地域防災計画の修正（案）について

(2) その他

4 閉 会

## 1 修正のポイント

### (1) 岩手県地域防災計画の修正（令和5年3月）に伴う見直し

- 県は、令和5年3月に、岩手県地域防災計画を岩手県防災会議において修正
- 当市においても、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、岩手県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画の見直しを行うもの。

### (2) 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う見直し

- 国が作成した作成例に基づき、震災対策編の見直しを行うもの

### (3) 県の防災施策を踏まえた見直し

- 岩手県地震・津波被害想定調査を踏まえた修正

### (4) その他所要の見直し

- ア 市の組織改編等に伴う修正
- イ 気象予報・警報等に係る表記の適正化

## 2 主な修正内容

### (1) 岩手県地域防災計画の修正（令和5年3月）に伴う見直し

#### ア 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

#### (ア) 安否不明者の氏名等公表に関する事項（令和3年7月1日からの大雨）

- 平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理に係る規定を追記  
【本編第3章第16節】
- 災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みに係る規定を追記  
【 " " 】

#### (イ) 盛土による災害の防止に関する事項（令和3年7月1日からの大雨）

- 危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導に係る規定を追記  
【本編第2章第14節】

#### イ 関連する法令の改正を踏まえた修正

#### 豪雪地帯における雪害対策の推進に関する事項（豪雪地帯対策特別措置法の改正）

- (ア) 積雪に伴う大規模な立ち往生による滞留車両への支援体制に係る規定を追記  
【本編第2章第18節】
- (イ) 克雪に係る技術の開発・普及の促進に係る規定を追記  
【 " " 】

### (2) 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う見直し

国が作成した作成例に基づき、震災対策編「第2章 災害予防計画」に「第17節後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画」を追加

- 後発地震への注意を促す情報等の機関内部及び機関相互間での伝達経路及び伝達方法等
- 災害に関する会議の設置運営方法等
- 後発地震への注意を促す情報等の地域住民等への周知の方法

※上記以外の修正事項については、国が作成した作成例に基づき修正及び市地域防災計画震災対策編から引用

### (3) 県の防災施策を踏まえた見直し

#### 岩手県地震・津波被害想定調査を踏まえた修正

- 「震災対策編」の時点修正  
【震災対策編第1章第1節】

※ 震災対策編・水防計画編・火山災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行った。

※ その他、引用文の修正及び文言の見直しを行った。

# 令和5年度 一関市防災会議 席表(会長列用)

日時: 令和5年12月25日(月)  
 14時30分から15時30分まで  
 場所: 一関市役所2階 大会議室B

[入口]

総務部長 千葉 敏紀 委員  
 まちづくり推進部長 小野寺 愛人 委員  
 市民環境部長 佐藤 和浩 委員  
 健康こども部長 鈴木 伸一 委員  
 商工労働部長 今野 薫 委員  
 農林部長 小崎 龍一 委員  
 建設部長 渡辺 敏彦 委員  
 上下水道部長 佐藤 孝之 委員

機山 千工 委員  
 畠山 恵美 委員  
 佐山 克子 委員  
 一関市消防団長 佐藤 隆士 委員  
 千厩警察署長 豊岡 茂 委員  
 一関警察署長 阿部 好暢 委員  
 一関保健所長 木村 博史 委員  
 県南広域振興局総務部 一関総務センター所長 藤原 典光 委員  
 東北農政局岩手県拠点 総括農政推進官 藤澤 義和 委員  
 東北森林管理局 岩手南部森林管理署長 添谷 稔 委員  
 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所一関出張所長 五内川 真司 委員

教育部長 及川 和也 委員  
 及川 英夫 委員  
 小山 裕昭 委員  
 須田 光宏 委員  
 吉原 睦 委員  
 寺崎 公二 委員  
 菅原 良徳 委員  
 川崎 博雄 委員  
 中村 康弘 委員  
 石川 美保子 委員  
 月居 康男 委員

会長 一関市長 佐藤 善仁  
 副市長 石川 隆明 委員  
 市長公室長 菅原 稔 委員  
 教育時枝長 直樹 委員

事務局 事務局 事務局

# 一 関 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

令和5年10月29日現在

	区 分	役 職	氏 名		
	会長	条例第3条第2項(市長)	一関市長	佐藤 善仁	
1	委員	条例第3条第5項第1号 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所一関出張所長	五内川 真司	
2	"		東北森林管理局岩手南部森林管理署長	添谷 稔	
3	"		東北農政局岩手県拠点総括農政推進官	藤澤 義和	
4	"	条例第3条第5項第2号 (岩手県の知事の部内の職員)	県南広域振興局総務部一関総務センター所長	藤原 典光	
5	"		一関保健所長	木村 博史	
6	"	条例第3条第5項第3号 (岩手県警察の警察官)	一関警察署長	阿部 好暢	
7	"		千厩警察署長	豊岡 茂	
8	"	条例第3条第5項第4号 (市長の部内の職員)	一関市 副市長	石川 隆明	
9	"		一関市 市長公室長	菅原 稔	
10	"		一関市 総務部長	千葉 敏紀	
11	"		一関市 まちづくり推進部長	小野寺 愛人	
12	"		一関市 市民環境部長	佐藤 和浩	
13	"		一関市 健康こども部長	鈴木 伸一	
14	"		一関市 商工労働部長	今野 薫	
15	"		一関市 農林部長	小崎 龍一	
16	"		一関市 建設部長	渡辺 敏彦	
17	"		一関市 上下水道部長	佐藤 孝之	
18	"		一関市 教育部長	及川 和也	
19	"		条例第3条第5項第5号 (教育長)	一関市 教育長	時枝 直樹
20	"		条例第3条第5項第6号 (消防長)	一関市消防本部 消防長	小山 晃
21	"		条例第3条第5項第7号 (消防団長)	一関市消防団長	佐藤 隆士
22	"			月居 康男	
23	"			石川 美保子	
24	"			中村 康弘	
25	"			川崎 博雄	
26	"			菅原 良徳	
27	"			寺崎 公二	
28	"			吉原 睦	
29	"			須田 光宏	
30	"			小山 裕昭	
31	"			佐山 克子	
32	"			畠山 恵美	
33	"			槻山 千工	
34	"			及川 英夫	



## 令和5年度一関市防災会議の要旨

一関市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、一関市の地域防災計画の作成及びその実施の推進のほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために設置されています。また、災害対策基本法第42条の規定で、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないことになっており、この場合において、当該市町村地域防災計画は、当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないことになっております。

### 令和5年度の一関市地域防災計画の主な修正（案）内容

- 1 岩手県地域防災計画の修正に伴う見直し
- 2 国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う見直し
- 3 県の防災施策を踏まえた見直し
- 4 その他所要の見直し

※ この地域防災計画は、一関市内で発生するおそれのある災害に備えた防災対策の基本方針を示す総合計画として位置付けされるものであります。

# 一関市地域防災計画修正概要

## 1 共通修正事項

- (1) 誤字・脱字の訂正及び文言の整理。
- (2) 法改正等による引用条文の修正。

※上記部分については、以下の修正概要には記載していない。

## 2 用語凡例

項目	修正要旨	頁
用語凡例		
1 略語	修正なし	
2 読替	〇市の組織改編に伴う役職名の修正	2～5

## 3 本 編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
<b>第1章 総則</b>			
	計画の目的 計画の構成 災害時における個人情報取扱い	〇岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	1
第1節	一関市防災会議委員	〇所要の修正	2～3
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱	修正なし	
第3節	一関市の概況	修正なし	
第4節	災害の発生傾向	修正なし	
第5節	防災対策の推進傾向	修正なし	
<b>第2章 災害予防計画</b>			
第1節	防災知識普及計画	〇岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	13
第2節	地域防災活動活性化計画	修正なし	
第3節	防災訓練計画	〇岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	20～22

第4節	避難対策計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正	25 27～28 30-2
第5節	要配慮者の安全確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	31～32
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第6節の2	通信確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	36
第7節	建築物災害予防計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	修正なし	
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	○所要の修正	46
第11節	農業災害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	47
第12節	毒物及び劇物等災害予防計画	修正なし	
第13節	風水害予防計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	54 54-2
第14節	土砂災害予防計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正 ○令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導について規定	57 57 59
第15節	火災予防計画	修正なし	
第16節	林野火災予防計画	○所要の修正	64
第17節	林業災害予防計画	修正なし	
第18節	雪害予防計画	○関連する法令の改正を踏まえた修正 ・積雪に伴う大規模な立ち往生による滞留車両への支援体制について規定 ・克雪に係る技術の開発・普及の促進について規定	68 //
第19節	火山災害予防計画	修正なし	
第20節	防災ボランティア育成計画	修正なし	
第21節	事業継続対策計画	修正なし	
第22節	孤立化対策計画	修正なし	
第23節	食料・生活必需品等の備蓄計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	76
第24節	原子力災害予防計画	修正なし	

第3章 災害応急対策計画			
第1節	活動体制計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う部署名及び役職名の修正	83 85～87、90～91
第2節	動員計画	修正なし	
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正  ○市の組織改編に伴う役職名の修正	97～107、109 99～102 105～106 111-2、111-3
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正	121～122 130
第6節	災害広報広聴計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正	132～133
第7節	輸送計画	修正なし	
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う部署名の修正	157 158
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	修正なし	
第15節	災害救助法の適用計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	171
第16節	避難・救出計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○所要の修正 ○令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 ・平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理について規定 ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みについて規定	174、181、185 185 191-6
第17節	医療・保健計画	○市の組織改編に伴う部署名及び役職名の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	192～193 194
第18節	食料・生活必需品等供給計画	○市の組織改編に伴う部署名及び役職名の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	198 199
第19節	削除		
第20節	給水計画	修正なし	

第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正	209
第22節	感染症予防計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正	215
第23節	廃棄物処理計画	修正なし	
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	
第27節	農畜産物応急対策計画	○市の組織改編に伴う役職名の修正	242
第28節	文教対策計画	修正なし	
第29節	救急医療対策計画	修正なし	
第30節	ライフライン施設に関する応急対策計画	修正なし	
第31節	危険物施設等保安計画	修正なし	
第32節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第33節	防災ヘリコプター等活動計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	277
第34節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第35節	義援物資、義援金の受付・配分計画	○市の組織改編に伴う部署名の修正	280
第36節	原子力災害応急対策計画	○市の組織改編に伴う部署名及び役職名の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	287、293 288
第37節	事業所外運搬事故対策計画	修正なし	
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	修正なし	
第2節	生活の安定確保計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	305
第3節	復興計画の作成	修正なし	
第4節	原子力災害復旧計画	修正なし	

## 4 震災対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	○国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正 国が作成した作成例に基づき、震災対策編「第2章 災害予防計画」に「第17節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画」を追加	目-1
<b>第1章 総則</b>			
	計画の趣旨	修正なし	
第1節	計画の性格及び基本方針	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 「震災対策編」の時点修正	352
第2節	市民・事業所の責務	修正なし	
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
<b>第2章 災害予防計画</b>			
第1節	防災知識普及計画	○国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正	355～356
第2節	地域防災活動活性化計画	修正なし	
第3節	防災訓練計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	362～363
第3節の2	通信確保計画	修正なし	
第4節	避難対策計画	修正なし	
第5節	要配慮者の安全確保計画	修正なし	
第6節	防災施設等整備計画	修正なし	
第7節	市街地防災計画	修正なし	
第8節	交通施設安全確保計画	修正なし	
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	修正なし	
第10節	危険物施設等安全確保計画	修正なし	
第11節	土砂災害予防計画	修正なし	
第12節	火災予防計画	○所要の修正	380
第13節	震災に関する調査	修正なし	

第14節	事業継続対策計画	修正なし	
第15節	孤立化対策計画	修正なし	
第16節	食料・生活必需品等の備蓄計画	修正なし	
第17節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画	○国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正 国が作成した作成例に基づき、震災対策編「第2章 災害予防計画」に「第17節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画」を追加	386
<b>第3章 災害応急対策計画</b>			
第1節	活動体制計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正 ○市の組織改編に伴う部署名及び役職名の修正	387 388～389 391～392
第2節	動員計画	修正なし	
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	○所要の修正 ○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	397 398
第4節	通信情報計画	修正なし	
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	修正なし	
第6節	災害広報広聴計画	修正なし	
第7節	輸送計画	修正なし	
第8節	交通応急対策計画	修正なし	
第9節	公安警備計画	修正なし	
第10節	消防活動計画	修正なし	
第11節	水防計画	修正なし	
第12節	相互応援協力計画	修正なし	
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	修正なし	
第14節	防災ボランティア活動計画	修正なし	
第15節	災害救助法の適用計画	修正なし	
第16節	避難・救出計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	416
第17節	医療・保健計画	修正なし	

第18節	食料・生活必需品等供給計画	修正なし	
第19節	削除		
第20節	給水計画	修正なし	
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	修正なし	
第22節	感染症予防計画	修正なし	
第23節	廃棄物処理計画	修正なし	
第24節	障害物処理計画	修正なし	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	修正なし	
第26節	応急対策要員確保計画	修正なし	
第27節	文教対策計画	修正なし	
第28節	救急医療対策計画	修正なし	
第29節	ライフライン施設に関する応急対策計画	修正なし	
第30節	危険物施設等保安計画	修正なし	
第31節	林野火災応急対策計画	修正なし	
第32節	防災ヘリコプター等活動計画	修正なし	
第33節	公共交通機関等の応急対策計画	修正なし	
第34節	義援物資、義援金の受付・配分計画	修正なし	
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>			
第1節	公共施設等の災害復旧計画	修正なし	
第2節	生活の安定確保計画	修正なし	
第3節	復興計画の作成	修正なし	



## 5 水防計画編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
計画の位置づけ		修正なし	
<b>第1章 総則</b>			
第1節	目的	修正なし	
第2節	用語の定義	修正なし	
第3節	水防の責任等	修正なし	
第4節	安全配慮	修正なし	
<b>第2章 水防組織</b>			
第1節	市の水防組織	修正なし	
<b>第3章 重要水防箇所</b>			
<b>第4章 予報及び警報</b>			
第1節	気象庁が行う予報及び警報	修正なし	
第2節	洪水予報河川における洪水予報	修正なし	
第3節	水位周知河川における水位到達情報	修正なし	
第4節	水防警報	修正なし	
<b>第5章 雨量・水位等の観測及び通報</b>			
第1節	雨量観測及び通報	修正なし	
第2節	水位の観測及び通報	修正なし	
第3節	危機管理型水位計による水位の観測	修正なし	
第6章	気象等予報・警報の 情報収集	○所要の修正	463

<b>第7章 ダム・水門等の操作</b>			
第1節	ダム・水門等	修正なし	
第2節	河川水門操作員及び水門等の操作	修正なし	
<b>第8章 通信連絡</b>			
第1節	水防の連絡	修正なし	
第2節	その他の通話施設の使用	修正なし	
<b>第9章 水防施設及び輸送</b>			
第1節	水防倉庫及び資器材	修正なし	
第2節	輸送の確保	修正なし	
<b>第10章 水防活動</b>			
第1節	水防配備	修正なし	
第2節	巡視及び警戒	修正なし	
第3節	水防作業	修正なし	
第4節	警戒区域の指定	修正なし	
第5節	避難のための立退き	修正なし	
第6節	決壊・漏水の通報及びその後の措置	修正なし	
<b>第11章 水防信号、水防標識等</b>			
第1節	水防信号	修正なし	
第2節	水防標識	修正なし	
第3節	身分証票	修正なし	
<b>第12章 協力及び応援</b>			
第1節	河川管理者の協力及び援助	修正なし	

第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	修正なし	
第3節	自衛隊の派遣要請	修正なし	
<b>第13章 費用負担と公用負担</b>			
第1節	費用負担	修正なし	
第2節	公用負担	修正なし	
<b>第14章 水防報告等</b>			
第1節	水防記録	修正なし	
第2節	水防報告	修正なし	
<b>第15章 水防訓練</b>			
<b>第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</b>			
第1節	浸水想定区域の指定	修正なし	
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	修正なし	
第3節	洪水ハザードマップ	修正なし	
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	修正なし	
第5節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	修正なし	
<b>第17章 水防協力団体</b>			
第1節	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	修正なし	
第2節	水防協力団体の業務	修正なし	
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	修正なし	
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	修正なし	
<b>第18章 水防管理団体の水防計画</b>			

第1節	水防管理団体の水防計画	修正なし	
第2節	水防計画の公表	修正なし	
	一関市水防本部機構及び一関市水防隊機構	修正なし	
	一関市水防隊員配備計画	修正なし	
	執務時間外における連絡系統図	修正なし	

## 6 火山災害対策編

節	項目	修正要旨	頁
	目次	修正なし	
<b>第1章 総則</b>			
第1節	計画の目的	修正なし	
第2節	計画の性格	修正なし	
第3節	火山防災の基本方針	修正なし	
第4節	災害時における個人情報の取扱い	修正なし	
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	修正なし	
第6節	火山の概況	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	503
<b>第2章 災害予防計画</b>			
第1節	防災知識普及計画	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	514
第2節	情報伝達体制	○岩手県地域防災計画と整合性を図る修正	515～516
第3節	避難体制の整備	修正なし	
<b>第3章 避難対策計画</b>			
第1節	計画の性格及び基本方針	修正なし	
第2節	火山防災協議会の構成機関の役割	修正なし	
<b>第4章 災害応急対策計画</b>			
第1節	活動体制	修正なし	
第2節	救助活動	修正なし	
第3節	避難所の管理・運営	修正なし	
<b>第5章 噴火後の対応計画</b>			
第1節	住民及び登山者等の安否確認	修正なし	
第2節	避難の長期化に備えた対策	修正なし	
第3節	避難指示の解除、一時入域等	修正なし	

# 令和5年度一関市地域防災計画修正 【新旧対照表】

一関市防災会議

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		1	表紙 用語凡例	表紙 用語凡例	
		1	略語 (略)	略語 (略)	
		2	読替 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替	読替 災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替	
			県本部長 県知事 (略)	県本部長 県知事 (略)	
		2	本 部 員 総務部長 // まちづくり推進部長 // 市民環境部長 // 保健福祉部長 —	本 部 員 総務部長 // まちづくり推進部長 // 市民環境部長 // 健康こども部長 // 福祉部長 (略)	市の組織変更に伴う修正
			支 部 員 地域振興課長( // ) // 市民課長( // ) // 保健福祉課長( // ) (略)	支 部 員 地域振興課長( // ) // 市民福祉課長( // ) (略)	
			市民環境部長 市民環境部長 保健福祉部長 保健福祉部長 —	市民環境部長 市民環境部長 健康こども部長 健康こども部長 福祉部長 福祉部長 (略)	
		3	市民環境部副部長 市民環境部次長 保健福祉部副部長 保健福祉部次長 —	市民環境部副部長 市民環境部次長 健康こども部副部長 健康こども部次長 福祉部副部長 福祉部次長 (略)	
			財政班長 財政課長 調査班長 税務課長 —	財政班長 財政課長 調査班長 市民税課長 // 資産税課長 (略)	
		4	衛生班長 健康づくり課長 // 子育て支援課長 救護班長 —	衛生班長 健康づくり課長 // 児童保育課長 救護班長 こども家庭課長 // 長寿社会課長 (略)	
			商業班長 観光物産課長 // 商政課長 // 起業支援室長 工業班長 工業労政課長 農政班長 農政課長	商業班長 観光物産課長 // 商政課長 工業班長 工業労政課長 農政班長 農政推進課長	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由	
		4	農地林務班長 国土調査班長	農地林務課長 農地林務課長 (略)	林政班長 国土調査班長	市の組織変更に伴う修正
		5	支部地域振興班 支部市民班 支部福祉班	地域振興課(各支所) 市民課(//) 保健福祉課(//) (略)	林政推進課長 農政推進課長 (略) 支部地域振興班 支部市民福祉班  (略)	



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																																																								
1	1	目-1	本 編 目 次 (略)	本 編 目 次 (略)																																																																																									
		1	第1章 総 則 計画の目的 (略) 計画の構成 (略) 災害時における個人情報の取扱い  市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、_____それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。	第1章 総 則 計画の目的 (略) 計画の構成 (略) 災害時における個人情報の取扱い  市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、 <u>法及び</u> それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。																																																																																									
		2	第1節 一関市防災会議委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区 分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> <td>一関市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員</td> <td rowspan="2">指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td rowspan="6">市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)</td> <td>副市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>市民環境部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>保健福祉部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>上下水道部長併任上下水道部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>教育部長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)</td> <td>教 育 長</td> <td>21-2111</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名		区 分	防災機関	電 話	会長	市長	一関市長	(略)	委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)	(略)			//	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)	(略)	(略)		//	市民環境部長	(略)	//	保健福祉部長	21-2111	(略)	(略)		//	上下水道部長併任上下水道部長	(略)	//	教育部長	21-2111	//	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教 育 長	21-2111	(略)				第1節 一関市防災会議委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>区 分</th> <th>防災機関</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> <td>一関市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">委員</td> <td rowspan="2">指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)</td> <td>国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td rowspan="6">市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)</td> <td>副市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>市民環境部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>健康こども部長</td> <td>21-2165</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>上下水道部長併任上下水道部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>教育部長</td> <td>82-2227</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)</td> <td>教 育 長</td> <td>82-2227</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	区 分	防災機関	電 話	会長	市長	一関市長	(略)	委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)	(略)			//	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)	(略)	(略)		//	市民環境部長	(略)	//	健康こども部長	21-2165	(略)	(略)		//	上下水道部長併任上下水道部長	(略)	//	教育部長	82-2227	//	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教 育 長	82-2227	(略)	
職名	区 分	防災機関	電 話																																																																																										
会長	市長	一関市長	(略)																																																																																										
委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)																																																																																										
		(略)																																																																																											
//	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)																																																																																										
(略)		(略)																																																																																											
//		市民環境部長	(略)																																																																																										
//		保健福祉部長	21-2111																																																																																										
(略)		(略)																																																																																											
//		上下水道部長併任上下水道部長	(略)																																																																																										
//	教育部長	21-2111																																																																																											
//	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教 育 長	21-2111																																																																																										
(略)																																																																																													
職名	区 分	防災機関	電 話																																																																																										
会長	市長	一関市長	(略)																																																																																										
委員	指定地方行政機関の職員 (法第16条) (条例第3条5項1号)	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 一関出張所長	(略)																																																																																										
		(略)																																																																																											
//	市長の部内の職員 (法第16条) (条例第3条5項4号)	副市長	(略)																																																																																										
(略)		(略)																																																																																											
//		市民環境部長	(略)																																																																																										
//		健康こども部長	21-2165																																																																																										
(略)		(略)																																																																																											
//		上下水道部長併任上下水道部長	(略)																																																																																										
//	教育部長	82-2227																																																																																											
//	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教 育 長	82-2227																																																																																										
(略)																																																																																													
		3	第2節から第5節 (略)	第2節から第5節 (略)	所要の修正																																																																																								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
2		11	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
	1	11	第1節 防災知識普及計画 (略)	第1節 防災知識普及計画 (略)	
		13	1～2 (略) 3 児童・生徒に関する防災教育 — 学校は児童・生徒に対し学校教育の一環として、災害に関する次のことについて防災上必要な安全教育を実施するものとする。 <u>(1) 各種災害の基礎的な知識の教育</u> <u>(2) 災害が発生したときの対策等の指導</u>	1～2 (略) 3 児童・生徒に関する防災教育 <u>(1) 学校は児童・生徒に対し学校教育の一環として、災害に関する次のことについて防災上必要な安全教育を実施するものとする。</u> <u>ア 各種災害の基礎的な知識の教育</u> <u>イ 災害が発生したときの対策等の指導</u> <u>(2) 市は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		4～10 (略)	4～10 (略)		
			第2節 (略)	第2節 (略)	
	3	19	第3節 防災訓練計画 (略)	第3節 防災訓練計画 (略)	
			1 (略) 2 訓練の種類 (1) (略) (2) 実動訓練 (略)	1 (略) 2 訓練の種類 (1) (略) (2) 実動訓練 (略)	
		20	ア (略) イ 区分 (ア) (略) (イ) 総合訓練 災害予防責任者が協議して災害を想定し、訓練種目を選定して図上訓練又は実動訓練を合同に行う。	ア (略) イ 区分 (ア) (略) (イ) 総合訓練 災害予防責任者が協議して災害を想定し、訓練種目を選定して図上訓練又は実動訓練を合同に行う。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		21	a 通信情報伝達訓練 b 職員非常招集訓練 c 自衛隊災害派遣要請訓練 d 避難訓練 e 消防訓練 f 水防訓練 g 医療救護訓練 h 施設復旧訓練	a 災害対策本部設置・運営訓練 b 通信情報連絡訓練 c 職員非常招集訓練 d 避難訓練 e 避難所開設・運営訓練 f 救出・救助訓練 g 医療救護訓練 h 消防訓練 i 水防訓練	

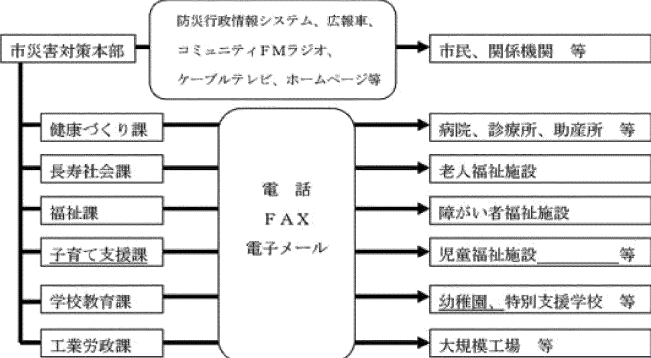
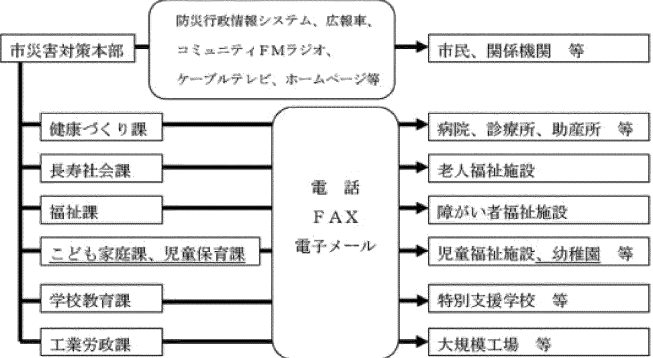
章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		21	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>3 実施に当たって留意すべき事項 市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) <u>主要防災関係機関の参加</u> <u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、市内の主要防災関係機関の参加を得て実施すること。</u> <u>特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。</u></p> <p>(2) <u>地域住民の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、NPO・ボランティア等、民間企業、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚、地域住民主体による訓練の促進を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。</u></p> <p>(3) <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く呼びかけ、広域応援協定等に基づく各種訓練を実施する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) <u>教育機関等における訓練の実施</u> <u>児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等の参加を得て実施する。</u></p> <p>(5) <u>要配慮者を対象とした訓練</u> <u>医療施設、福祉施設等における患者及び入居者等の避難、誘導など要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u></p>	<p>J <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p>k <u>要配慮者を対象とした訓練</u></p> <p>l <u>遺体対応訓練</u></p> <p>m <u>多言語対応訓練</u></p> <p>n <u>施設復旧訓練</u></p> <p>o <u>交通規制訓練</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>3 実施に当たって留意すべき事項 市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) <u>地域の実情を踏まえた災害想定</u> <u>訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より現実的な訓練想定を行う。</u></p> <p>(2) <u>広域的な訓練の実施</u> <u>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</u></p> <p>(3) <u>地域住民、教育機関等の参加促進</u> <u>訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。</u> <u>また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校等の参加を得る。</u></p> <p>(4) <u>主要防災関係機関の参加</u> <u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。</u></p> <p>(5) <u>各種訓練の有機的な連携</u> <u>有事の際の実践的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		21	<p><u>(6) 地域の実情を踏まえた災害想定</u> 訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な訓練想定を行う。</p> <p><u>(7) 地震発生時の対応習熟</u> 訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるなど、地震発生時の対応習熟を図るように努めるものとする。</p>		県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		22	<p><u>(8) 各種訓練の有機的な連携</u> 有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各種訓練が有機的に連携した訓練を実施する。</p> <p><u>(9) 訓練災害対策本部の設置</u> 市に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。</p> <p><u>(10) 所有資機材等の活用</u> 訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材等を有効に活用し実施する。</p>		
4	23	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>ア～エ (略)</p>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正	
	25	<p>オ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等<u>  </u>については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。(略)</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>ケ 避難計画作成にあたっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>コ～サ (略)</p>	<p>オ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。(略)</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>ケ 避難計画作成にあたっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>コ～サ (略)</p>		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由							
		27	(2)~(3) (略) 2 避難場所等の整備 (1) 避難場所等の整備 ア~エ (略) オ 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な_____要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。  _____	(2)~(3) (略) 2 避難場所等の整備 (1) 避難場所等の整備 ア~エ (略) オ 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正							
		28	カ~コ (略) サ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 <table border="1" data-bbox="427 619 1046 802"> <tr> <td>避難場所</td> <td>ア (略) イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難場所		ア (略) イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)	避難所	(略)	カ~コ (略) サ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 <table border="1" data-bbox="1115 619 1733 802"> <tr> <td>避難場所</td> <td>ア (略) イ かけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難場所	ア (略) イ かけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)	避難所
避難場所	ア (略) イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)											
避難所	(略)											
避難場所	ア (略) イ かけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。 ウ~オ (略)											
避難所	(略)											
		29	(2) (略) 3 (略) 4 避難行動要支援者名簿 (1)~(2) 略	(2) (略) 3 (略) 4 避難行動要支援者名簿 (1)~(2) 略	所要の修正							
		30	(3) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、次のとおり定める。 ア~エ (略) オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置 市関係課は、災害対策基本法等の関係法令、 <u>一関市個人情報保護条例</u> 一、一関市情報セキュリティポリシー等に基づき適切な管理運用を行う。 カ~キ (略)	(3) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、次のとおり定める。 ア~エ (略) オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置 市関係課は、災害対策基本法等の関係法令、 <u>一関市個人情報の保護等に関する条例</u> （令和5年3月16日条例第2号）、一関市情報セキュリティポリシー等に基づき適切な管理運用を行う。 カ~キ (略)								
		30-2	(4) 市は、地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、 <u>一関市個人情報保護条例</u> （平成18年12月22日条例第76号）の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。	(4) 市は、地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、 <u>一関市個人情報の保護等に関する条例</u> の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			5～6 (略)	5～6 (略)	
	5	31	<p>第5節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者の避難支援計画等を策定するとともに、  <u>実際に避難訓練等を行うなど、国、</u>  <u>県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>ア 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備のうえ、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援____者を定める等、避難支援計画の策定を推進する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援____者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>第5節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>市は、<u>要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。</u>また、<u>実際に避難訓練等を行うなど、国、</u>  <u>県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>ア 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備のうえ、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、避難支援計画の策定を推進する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>ア 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	6		第6節 (略)	第6節 (略)	
	6-2	36	<p>第6節の2 通信確保計画 (略)</p> <p>1 通信施設の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他の通信施設</p> <p>ア 防災関係機関は、気象予____警報_の伝達、災害情報収集等のため、____機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>	<p>第6節の2 通信確保計画 (略)</p> <p>1 通信施設の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その他の通信施設</p> <p>ア 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、<u>防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			(4)~(5) (略)	(4)~(5) (略)	
			第7節~第9節 (略)	第7節~第9節 (略)	
	10	45	第10節 危険物施設等安全確保計画 (略)	第10節 危険物施設等安全確保計画 (略)	所要の修正
	46	1 (略) 2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 施設の所有者等は、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部、岩手県復興防災部防災課及び市の指導に基づき、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚等の強化促進を図るものとする。 (1)~(2) (略) 3 (略)	1 (略) 2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 施設の所有者等は、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部、岩手県復興防災部消防安全課及び市の指導に基づき、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚等の強化促進を図るものとする。 (1)~(2) (略) 3 (略)		
	11	47	第11節 農業災害予防計画 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。 1~2 (略)	第11節 農業災害予防計画 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。 1~2 (略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			第12節 (略)	第12節 (略)	
	13	51	第13節 風水害予防計画 1~6 (略)	第13節 風水害予防計画 1~6 (略)	
	53	7 浸水想定区域 (1) (略) (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略) ア (略)	7 浸水想定区域 (1) (略) (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略) ア (略)		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		54	<p>イ 洪水予報等の伝達 市は、関係機関等及び市民に対する洪水予報等の伝達方法及び伝達経路は、下図のとおりとする。</p> <p>【水防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> 	<p>イ 洪水予報等の伝達 市は、関係機関等及び市民に対する洪水予報等の伝達方法及び伝達経路は、下図のとおりとする。</p> <p>【水防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】</p> 	
	14	54-2	<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>9 関係者間の密接な連携体制の構築 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		55	<p>第14節 土砂災害予防計画 1～6 (略)</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画 1～6 (略)</p>	
		57	<p>7 土砂災害警戒情報の活用 大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生危険度が高まったときに、県と盛岡地方気象台が共同して、「土砂災害警戒情報」を発表する。  市では、避難指示等を発令する際の判断や市民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の活用を行うものとする。</p>	<p>7 土砂災害警戒情報の活用 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、県と盛岡地方気象台が共同して、「土砂災害警戒情報」を発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市では、避難指示等を発令する際の判断や市民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の活用を行うものとする。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																														
16		57	<p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>濃い紫</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>今後の情報等に注意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県は、警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。</p>	危険度	表示	状 況	極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)	(略)			今後の情報等に注意	白	—	<p>土砂災害警戒情報の補足情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害切迫※</td> <td>黒</td> <td>すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>今後の情報等に留意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県は、警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。 ※ 「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	危険度	表示	状 況	災害切迫※	黒	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)	(略)			今後の情報等に留意	白	—	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
		危険度	表示	状 況																															
		極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達																															
		非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)																															
		(略)																																	
		今後の情報等に注意	白	—																															
		危険度	表示	状 況																															
		災害切迫※	黒	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達																															
		危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)																															
		(略)																																	
今後の情報等に留意	白	—																																	
59	<p>8 (略)</p> <p>9 土砂災害防止対策の推進 (1)~(6) (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>9 土砂災害防止対策の推進 (1)~(6) (略)</p> <p>(7) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</p>	<p>令和3年度に発生した災害を踏まえた修正</p>																																
62	<p>第15節 (略)</p> <p>第16節 林野火災予防計画 1~4 (略)</p>	<p>第15節 (略)</p> <p>第16節 林野火災予防計画 1~4 (略)</p>																																	
64	<p>各関係機関別の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>実 施 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方气象台</td> <td>暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実 施 事 項	盛岡地方气象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底	(略)		<p>各関係機関別の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>実 施 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方气象台</td> <td>暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実 施 事 項	盛岡地方气象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底	(略)		<p>所要の修正</p>																				
機 関	実 施 事 項																																		
盛岡地方气象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底																																		
(略)																																			
機 関	実 施 事 項																																		
盛岡地方气象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底																																		
(略)																																			
	<p>第17節 (略)</p>	<p>第17節 (略)</p>																																	



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
3	23	76	<p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民及び事業所の役割 (1) 各家庭においては、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料_____、ラジオ、懐中電灯・ローソク、___電池、医薬品、携帯トイレ、_____</p> <p>_____</p> <p>カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>(2) (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市民及び事業所の役割 (1) 各家庭においては、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>家庭における備蓄品の例 飲料水、食料(アレルギー対応含む)、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div> <p>(2) (略)</p> <p>第24節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		83	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	
		1	83	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>1 防災関係機関の組織の体制 (1) 各防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、_____災害応急対応が困難になる事象をいう。)の発生可能性も認識し、各々の災害応急対策の事務又は業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。 (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>1 防災関係機関の組織の体制 (1) 各防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、</u>災害応急対応が困難になる事象をいう。)の発生可能性も認識し、各々の災害応急対策の事務又は業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。 (2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (1)～(2) (略)</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		85	<p>(3) 組織 ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本部長（消防本部消防長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副本部長（消防本部消防次長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副本部長（防災安全対策監）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>本部員</b></p> <p>市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、保健福祉部長_____、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、危機管理監、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>本部職員</b></p> <p>防災課員、政策企画課員、広聴広報課員、職員課員、総務課員、財政課員、生活環境課員、長寿社会課員、農政課員、<u>農地林務課員</u>、道路建設課員、道路管理課員、都市整備課員、治水河川課員、水道課員、下水道課員、一関西消防署員、その他本部長が指名する職員</p> <p>※ 生活環境課員については、特定事象又は事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合に限る。</p> </div>	<p>(3) 組織 ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本部長（消防本部消防長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副本部長（消防本部消防次長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副本部長（防災安全対策監）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>本部員</b></p> <p>市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、<u>健康こども部長</u>、<u>福祉部長</u>、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、危機管理監、政策企画課長、広聴広報課長、総務課長、防災課長、一関西消防署長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>本部職員</b></p> <p>防災課員、政策企画課員、広聴広報課員、職員課員、総務課員、財政課員、生活環境課員、長寿社会課員、<u>農政推進課員</u>、<u>林政推進課員</u>、道路建設課員、道路管理課員、都市整備課員、治水河川課員、水道課員、下水道課員、一関西消防署員、その他本部長が指名する職員</p> <p>※ 生活環境課員については、特定事象又は事業所外運搬事故の発生に関する通報があった場合に限る。</p> </div>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																								
		86	<p>イ 災害警戒支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[支部長(支所長)] --&gt; B[副支部長(支所次長)]     B --&gt; C[支部員]     C --&gt; D[支部職員]             </pre> </div> <p>支部員 地域振興課長、市民課長、保健福祉課長、産業建設課長、 産業建設課技術担当課長(該当支所)、消防署長又は分署長</p> <p>支部職員 〔 地域振興課員、市民課員、保健福祉課員、産業建設課員、 消防署員又は分署員、 その他支部長が指名する職員 〕</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>生活環境課</td> <td>空間線量率の測定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 部</td> <td>農 政 課</td> <td rowspan="2">農地農業用施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>農地林務課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担当内容	(略)			市民環境部	生活環境課	空間線量率の測定に関すること。	保健福祉部	福祉課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等	農 林 部	農 政 課	農地農業用施設被害情報の収集	農地林務課	(略)			<p>イ 災害警戒支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[支部長(支所長)] --&gt; B[副支部長(支所次長)]     B --&gt; C[支部員]     C --&gt; D[支部職員]             </pre> </div> <p>支部員 地域振興課長、市民福祉課長、産業建設課長、 産業建設課技術担当課長(該当支所)、消防署長又は分署長</p> <p>支部職員 〔 地域振興課員、市民福祉課員、産業建設課員、 消防署員又は分署員、 その他支部長が指名する職員 〕</p> <p>(4) 関係各課の防災活動 ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>生活環境課</td> <td>空間線量率の測定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康こども部</td> <td>児童保育課</td> <td rowspan="2">社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 部</td> <td>農政推進課</td> <td rowspan="2">農地農業用施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>林政推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	担当内容	(略)			市民環境部	生活環境課	空間線量率の測定に関すること。	健康こども部	児童保育課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等	福祉部	福祉課	農 林 部	農政推進課	農地農業用施設被害情報の収集	林政推進課	(略)			<p>市の組織変更に伴う修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
部	課	担当内容																																											
(略)																																													
市民環境部	生活環境課	空間線量率の測定に関すること。																																											
保健福祉部	福祉課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等																																											
農 林 部	農 政 課	農地農業用施設被害情報の収集																																											
	農地林務課																																												
(略)																																													
部	課	担当内容																																											
(略)																																													
市民環境部	生活環境課	空間線量率の測定に関すること。																																											
健康こども部	児童保育課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動の準備等																																											
福祉部	福祉課																																												
農 林 部	農政推進課	農地農業用施設被害情報の収集																																											
	林政推進課																																												
(略)																																													
		87	<p>イ 災害警戒支部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部・支所</th> <th>課</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 支 所</td> <td>地域振興課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民課</td> <td rowspan="2">社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	消防本部・支所	課	担当内容	(略)			各 支 所	地域振興課	(略)	市民課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等	保健福祉課	(略)			<p>イ 災害警戒支部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防本部・支所</th> <th>課</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各 支 所</td> <td>地域振興課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民福祉課</td> <td rowspan="2">社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	消防本部・支所	課	担当内容	(略)			各 支 所	地域振興課	(略)	市民福祉課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等		(略)													
消防本部・支所	課	担当内容																																											
(略)																																													
各 支 所	地域振興課	(略)																																											
	市民課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等																																											
	保健福祉課																																												
(略)																																													
消防本部・支所	課	担当内容																																											
(略)																																													
各 支 所	地域振興課	(略)																																											
	市民福祉課	社会福祉施設等被害情報の収集、 救護活動及び保健衛生の準備等																																											
(略)																																													

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		88 90	<p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 組 織</p> <p>ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p>	<p>(5)~(6) (略)</p> <p>4 災害対策本部・支部</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 組 織</p> <p>ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
		91	<p>イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>ウ (略) エ 本部職員及び支部職員 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>課 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策支部</td> <td>地域振興課、市民課 ※ 市民課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～ク (略) (4)～(5) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	区 分	課 名	災害対策本部	(略)	災害対策支部	地域振興課、市民課 ※ 市民課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。	<p>イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>ウ (略) エ 本部職員及び支部職員 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>課 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策支部</td> <td>地域振興課、市民福祉課 ※ 市民福祉課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ～ク (略) (4)～(5) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	区 分	課 名	災害対策本部	(略)	災害対策支部	地域振興課、市民福祉課 ※ 市民福祉課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。	<p>市の組織変更に伴う修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
区 分	課 名																
災害対策本部	(略)																
災害対策支部	地域振興課、市民課 ※ 市民課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。																
区 分	課 名																
災害対策本部	(略)																
災害対策支部	地域振興課、市民福祉課 ※ 市民福祉課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。																
3	97	<p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 (略)</p> <p>ア 気象業務法に基づくもの (7) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「__行動を居住者等に促す情報」及び「__行動をとる際の判断に参考となる</p>	<p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画 (略)</p> <p>1 気象の予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 (略)</p> <p>ア 気象業務法に基づくもの (7) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>													

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																
		97	<p>情報（警戒レベル相当情報）をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td> <p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨<u>          </u>に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p> </td> </tr> <tr> <td>気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫</u>といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨<u>          </u>に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p>	気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>	記録的短時間大雨情報	<p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫</u>といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>	<p>情報（警戒レベル相当情報）をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象に関する情報</td> <td> <p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p> </td> </tr> <tr> <td>岩手県気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、<u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p>	岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p>	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、<u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	内 容																				
気象に関する情報	<p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨<u>          </u>に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p>																				
気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>																				
記録的短時間大雨情報	<p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、<u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫</u>といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>																				
種 類	内 容																				
気象に関する情報	<p>早期注意情報（警戒級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p>																				
岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p>																				
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、<u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p>																				
		98																			



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由								
		98	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は____大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。____避難が必要とされる警戒レベル4に相当__</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに</u>、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で____発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)</td> </tr> </table> <p>注 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、<u>大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u></p>	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は____大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。____避難が必要とされる警戒レベル4に相当__	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに</u> 、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で____発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)</td> </tr> </table> <p>注 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、<u>基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u></p>	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は____大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。____避難が必要とされる警戒レベル4に相当__												
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに</u> 、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で____発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)												
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>												
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 (略)												

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																
		98	(ウ) 注意報の種類と発表基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2                      ・表面雨量指数基準が8以上の場合                      ・土壌雨量指数基準が73以上の場合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	(略)	(略)	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が73以上の場合	(略)	(略)	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。 (略)	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表する。 (略)	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表する。	(ウ) 注意報の種類と発表基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報 (備考2)</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2                      ・表面雨量指数基準が8以上の場合                      ・土壌雨量指数基準が74以上の場合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	(略)	(略)	大雨注意報 (備考2)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が74以上の場合	(略)	(略)	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。 (略)	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。 (略)	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>所要の修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
種 類	発 表 基 準																																				
(略)	(略)																																				
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が73以上の場合																																				
(略)	(略)																																				
雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																				
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。 (略)																																				
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表する。 (略)																																				
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表する。																																				
種 類	発 表 基 準																																				
(略)	(略)																																				
大雨注意報 (備考2)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・表面雨量指数基準が8以上の場合 ・土壌雨量指数基準が74以上の場合																																				
(略)	(略)																																				
雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。																																				
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。 (略)																																				
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。 (略)																																				
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。																																				
		99																																			

章	節	頁	現 行		修 正		修正理由
		100		(略)		(略)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表する。 (略)	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生</u> するおそれのあるときに発表する。 (略)	
			着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表する。 (略)	着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>発生</u> するおそれのあるときに発表する。 (略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・流域雨量指数基準 金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域= <u>4</u> , 千厩川流域=10.7, 興田川流域= <u>16.1</u> , 夏川流域=14, 有馬川流域= <u>7.5</u> , 黄海川流域= <u>12.2</u> , 林川流域=4.6, 竹沢川流域=3.2, 猿沢川流域=7.3, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域= <u>13.2</u> , 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域= <u>4.1</u> , 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.5, 津谷川流域= <u>8.8</u> , 田茂木川流域=6.5, _____	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。 避難に備えハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ・流域雨量指数基準 金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域= <u>4.1</u> , 千厩川流域=10.7, 興田川流域= <u>16.2</u> , 夏川流域=15.2, 有馬川流域= <u>7.4</u> , 黄海川流域= <u>12.3</u> , 林川流域=5.7, 竹沢川流域=3.9, 猿沢川流域=7.4, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域= <u>13.4</u> , 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域= <u>4.2</u> , 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.7, 津谷川流域= <u>8.6</u> , 田茂木川流域=6.5, 滝沢川流域=6.3	所要の修正

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		100 101	<p>・複合基準（(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値)</p> <p>北上川流域= (5, 51.5),          金流川流域= (5, 11.4),          大平川流域= (5, 8.2),          千厩川流域= (5, 10.7),          興田川流域= (5, 16.1),          磐井川流域= (5, 27.9),          有馬川流域= (5, 7.5),          黄海川流域= (5, 10.5),          林川流域= (5, 3.7),          竹沢川流域= (5, 2.6),          猿沢川流域= (5, 5.8),          曾慶川流域= (5, 6.8),          砂鉄川流域= (5, 17),          久保川流域= (5, 13.2),          市野々川流域= (5, 6.8),          小猪岡川流域= (5, 10.2),          山谷川流域= (5, 4.1),          本寺川流域= (5, 4.8),          仏坂川流域= (5, 6.1),          大川流域= (5, 7.5),          津谷川流域= (5, 8.8),          田茂木川流域= (5, 5.2)</p> <p>(略)</p>	<p>・複合基準（(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値)</p> <p>北上川流域= (5, 51.5),          金流川流域= (7, 11.4),          大平川流域= (5, 8.3),          千厩川流域= (5, 10.7),          興田川流域= (5, 16.1),          磐井川流域= (5, 28.2),          有馬川流域= (5, 7.4),          黄海川流域= (5, 12.3),          林川流域= (6, 4.6),          竹沢川流域= (7, 3.9),          猿沢川流域= (6, 5.9),          曾慶川流域= (6, 6.8),          砂鉄川流域= (5, 17),          久保川流域= (6, 10.7),          市野々川流域= (5, 6.8),          小猪岡川流域= (6, 8.2),          山谷川流域= (7, 4.1),          本寺川流域= (5, 4.8),          仏坂川流域= (5, 6.1),          大川流域= (6, 6.2),          津谷川流域= (6, 6.9),          田茂木川流域= (6, 5.2)</p> <p>(略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		<p>(略)</p> <p>注 備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。          2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>注 備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。          2 (略)</p>		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		101	(エ) 警報の種類と発表基準	(エ) 警報の種類と発表基準	
			種 類	種 類	
			(略)	(略)	
		102	気象警報 大雨警報	気象警報 大雨警報 (備考2)	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			(略)	(略)	
			洪水警報	洪水警報	所要の修正
			(略)	(略)	
			洪水警報	洪水警報	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			(略)	(略)	
			洪水警報	洪水警報	所要の修正
			(略)	(略)	

章	節	頁	現	行	修	正	修正理由						
		102		山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6.1, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.4, 津谷川流域=11, 田茂木川流域=8.2 ・複合基準（(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値) 北上川流域= (5, 62.8), 大平川流域= (5, 11), 千厩川流域= (5, 12), 興田川流域= (5, 18.1), 黄海川流域= (5, 14.7), 林川流域= (5, 5.2), 竹沢川流域= (5, 3.6), 猿沢川流域= (5, 8.2), 曾慶川流域= (5, 8.6), 砂鉄川流域= (5, 20.2), 山谷川流域= (7, 4.6) (略)		山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.7, 津谷川流域=10.8, 田茂木川流域=8.2 , 滝沢川流域=7.9 ・複合基準（(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値) 北上川流域= (6, 61.8), 大平川流域= (6, 11.3), 千厩川流域= (6, 12), 興田川流域= (6, 18.2), 林川流域= (6, 6.4), 猿沢川流域= (6, 8.3), 曾慶川流域= (6, 8.6), 砂鉄川流域= (6, 20.2), 山谷川流域= (8, 4.6), 大川流域 (6, 8.7) (略)	所要の修正						
		103	注 備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。	注 備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。	県地域防災計画の修正と整合を図る修正  所要の修正  県地域防災計画の修正と整合を図る修正								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td>                             大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。                              2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                         </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td>                             大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。                              2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                              ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当                         </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	
種 類	概 要												
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。												
種 類	概 要												
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当												

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		103	<p>・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
			<p>____大雨警報(浸水害)の危険度分布____</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先前までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先前までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p>	
		104	<p>____洪水警報の危険度分布____</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で_____概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：_____避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等_____の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>	<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																			
		104	<p>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、<u>                    </u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。(略)</p>	<p>・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスク等の再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。(略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																			
	105	<p>(オ) 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が<u>すでに発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>気象特別警報</p>	種 類	発 表 基 準			(略)	暴風雪特別警報	(略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が <u>すでに発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		(略)	<p>(オ) 特別警報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>気象特別警報</p>	種 類	発 表 基 準		(略)	暴風雪特別警報	(略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		(略)
種 類	発 表 基 準																							
	(略)																							
暴風雪特別警報	(略)																							
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が <u>すでに発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																							
	(略)																							
種 類	発 表 基 準																							
	(略)																							
暴風雪特別警報	(略)																							
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																							
	(略)																							



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																		
		105	<p>地面現象特別警報 (備考1)</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<u>又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></p>	<p>地面現象特別警報 (備考1)</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。 ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</p>	<p>所要の修正</p>																		
		106	<p>注 備考1 地面現象特別警報は、<u>気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類 a 緊急地震速報(警報) ・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、<u>震度4以上が予想される地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 (略)</p> <p>b 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村ごとの観測した震度を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		発表基準	内 容	(略)			震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村ごとの観測した震度を発表。	<p>注 備考1 地面現象特別警報は、「<u>大雨特別警報(土砂災害)</u>」として発表される。<u>浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類 a 緊急地震速報(警報) ・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 (略)</p> <p>b 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	(略)			震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
種 類	発表基準	内 容																					
(略)																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村ごとの観測した震度を発表。																					
種 類	発表基準	内 容																					
(略)																							
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																					
					<p>所要の修正</p>																		

章	節	頁	現 行			修 正			修正理由
		106	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 _____ _____ _____ _____ _____	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。		
		(略)			(略)				
		107	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	
		c (略)			c (略)				

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																			
		109	イ～ウ (略) エ 水防法及び気象業務法に基づくもの (ア) (略) (イ) 指定河川洪水予報	イ～ウ (略) エ 水防法及び気象業務法に基づくもの (ア) (略) (イ) 指定河川洪水予報	県地域防災計画の修正と整合を図る修正																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">北 上 川 上 流 洪 水 予 報</th> </tr> <tr> <th>標 題 (種 類)</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>                             氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。                              避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当                         </td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>                             氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき _____                              _____                              _____                              _____に発表する。                              高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 _____ の避難が必要とされる警戒レベル3に相当                         </td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>                             氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき _____                              _____に発表する。                              いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 _____                              _____避難が必要とされる警戒レベル4に相当                         </td> </tr> </tbody> </table>	北 上 川 上 流 洪 水 予 報			標 題 (種 類)	概 要	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき _____ _____ _____ _____に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 _____ の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき _____ _____に発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 _____ _____避難が必要とされる警戒レベル4に相当	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">北 上 川 上 流 洪 水 予 報</th> </tr> <tr> <th>標 題 (種 類)</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>                             氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。                              ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当                         </td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>                             氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表する。                              高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当                         </td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>                             氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</u>                              いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> </td> </tr> </tbody> </table>	北 上 川 上 流 洪 水 予 報		標 題 (種 類)	概 要	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u>
北 上 川 上 流 洪 水 予 報																								
標 題 (種 類)	概 要																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当																							
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき _____ _____ _____ _____に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等 _____ の避難が必要とされる警戒レベル3に相当																							
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき _____ _____に発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 _____ _____避難が必要とされる警戒レベル4に相当																							
北 上 川 上 流 洪 水 予 報																								
標 題 (種 類)	概 要																							
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップ等により災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当																							
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当																							
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u>																							

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由				
		109	<table border="1"> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 伝達情報 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>	<table border="1"> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 伝達系統 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>								
氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		111-2	<p>別表1 気象予報・警報等通知計画（執務時間内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 通知受領者</th> <th rowspan="2">気象情報</th> <th colspan="7">気象注意報</th> <th colspan="4">気象警報</th> <th rowspan="2">洪水特別警報</th> </tr> <tr> <th>風雪注意報</th> <th>強風注意報</th> <th>乾燥注意報</th> <th>なだれ注意報</th> <th>大雪注意報</th> <th>霧注意報</th> <th>霜注意報</th> <th>大雨注意報</th> <th>洪水注意報</th> <th>暴風警報</th> <th>大雪警報</th> <th>大雨警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消防本部</td><td>防 災 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">市長公室</td><td>危 機 管 理 監</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>政 策 企 画 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">総務部</td><td>広 聴 広 報 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>総 務 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">総務部</td><td>財 政 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>職 員 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>まちづくり推進部</td><td>まちづくり推進課長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">市民環境部</td><td>市 民 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国 保 年 金 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">保健福祉部</td><td>生 活 環 境 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>長 寿 社 会 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">商工労働部</td><td>視 光 物 産 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>商 政 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">農林部</td><td>工 業 労 政 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農 政 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設部</td><td>農 地 扶 養 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>道 路 建 設 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設部</td><td>道 路 管 理 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>治 水 河 川 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">上下水道部</td><td>都 市 整 備 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>水 道 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">会計部</td><td>下 水 道 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>東 部 上 下 水 道 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育部</td><td>会 計 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>教 育 総 務 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">支所</td><td>地 域 振 興 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>市 民 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">支所</td><td>保 健 福 祉 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>産 業 建 設 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※（略）</p>	区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報				洪水特別警報	風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	霧注意報	霜注意報	大雨注意報	洪水注意報	暴風警報	大雪警報	大雨警報	消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務部	広 聴 広 報 課 長	○	○						○	○	○	○	○	○	総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務部	財 政 課 長	○							○	○	○	○	○	○	職 員 課 長	○							○	○	○	○	○	○	まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民環境部	市 民 課 長								○				○	○	国 保 年 金 課 長								○				○	○	保健福祉部	生 活 環 境 課 長								○	○	○	○	○	○	長 寿 社 会 課 長								○	○	○	○	○	○	商工労働部	視 光 物 産 課 長								○				○	○	商 政 課 長								○				○	○	農林部	工 業 労 政 課 長								○				○	○	農 政 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設部	農 地 扶 養 課 長								○	○	○	○	○	○	道 路 建 設 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設部	道 路 管 理 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	治 水 河 川 課 長	○							○	○	○	○	○	○	上下水道部	都 市 整 備 課 長								○	○	○	○	○	○	水 道 課 長								○				○	○	会計部	下 水 道 課 長	○							○	○	○	○	○	○	東 部 上 下 水 道 課 長								○	○	○	○	○	○	教育部	会 計 課 長	○							○	○	○	○	○	○	教 育 総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支所	地 域 振 興 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市 民 課 長								○				○	○	支所	保 健 福 祉 課 長								○				○	○	産 業 建 設 課 長	○							○	○	○	○	○	○	<p>別表1 気象予報・警報等通知計画（執務時間内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 通知受領者</th> <th rowspan="2">気象情報</th> <th colspan="7">気象注意報</th> <th colspan="4">気象警報</th> <th rowspan="2">洪水特別警報</th> </tr> <tr> <th>風雪注意報</th> <th>強風注意報</th> <th>乾燥注意報</th> <th>なだれ注意報</th> <th>大雪注意報</th> <th>霧注意報</th> <th>霜注意報</th> <th>大雨注意報</th> <th>洪水注意報</th> <th>暴風警報</th> <th>大雪警報</th> <th>大雨警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消防本部</td><td>防 災 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">市長公室</td><td>危 機 管 理 監</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>政 策 企 画 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">総務部</td><td>広 聴 広 報 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>総 務 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">まちづくり推進部</td><td>財 政 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>職 員 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>まちづくり推進部</td><td>まちづくり推進課長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">市民環境部</td><td>市 民 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国 保 年 金 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">保健福祉部</td><td>生 活 環 境 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>長 寿 社 会 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">商工労働部</td><td>視 光 物 産 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>商 政 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">農林部</td><td>工 業 労 政 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>農 政 推 進 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設部</td><td>農 地 扶 養 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>道 路 建 設 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">建設部</td><td>道 路 管 理 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>治 水 河 川 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">上下水道部</td><td>都 市 整 備 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>水 道 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">会計部</td><td>下 水 道 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>東 部 上 下 水 道 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">教育部</td><td>会 計 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>教 育 総 務 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">支所</td><td>地 域 振 興 課 長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>市 民 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">支所</td><td>保 健 福 祉 課 長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>産 業 建 設 課 長</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※（略）</p>	区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報				洪水特別警報	風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	霧注意報	霜注意報	大雨注意報	洪水注意報	暴風警報	大雪警報	大雨警報	消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務部	広 聴 広 報 課 長	○	○						○	○	○	○	○	○	総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	まちづくり推進部	財 政 課 長	○							○	○	○	○	○	○	職 員 課 長	○							○	○	○	○	○	○	まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民環境部	市 民 課 長								○				○	○	国 保 年 金 課 長								○				○	○	保健福祉部	生 活 環 境 課 長								○	○	○	○	○	○	長 寿 社 会 課 長								○	○	○	○	○	○	商工労働部	視 光 物 産 課 長								○				○	○	商 政 課 長								○				○	○	農林部	工 業 労 政 課 長								○				○	○	農 政 推 進 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設部	農 地 扶 養 課 長								○	○	○	○	○	○	道 路 建 設 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設部	道 路 管 理 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	治 水 河 川 課 長	○							○	○	○	○	○	○	上下水道部	都 市 整 備 課 長								○	○	○	○	○	○	水 道 課 長								○				○	○	会計部	下 水 道 課 長	○							○	○	○	○	○	○	東 部 上 下 水 道 課 長								○	○	○	○	○	○	教育部	会 計 課 長	○							○	○	○	○	○	○	教 育 総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支所	地 域 振 興 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市 民 課 長								○				○	○	支所	保 健 福 祉 課 長								○				○	○	産 業 建 設 課 長	○							○	○	○	○	○	○	市の組織変更に伴う修正
区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報				洪水特別警報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	霧注意報	霜注意報	大雨注意報	洪水注意報	暴風警報	大雪警報		大雨警報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総務部	広 聴 広 報 課 長	○	○						○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総務部	財 政 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	職 員 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市民環境部	市 民 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	国 保 年 金 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
保健福祉部	生 活 環 境 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	長 寿 社 会 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
商工労働部	視 光 物 産 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	商 政 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
農林部	工 業 労 政 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	農 政 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建設部	農 地 扶 養 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	道 路 建 設 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建設部	道 路 管 理 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	治 水 河 川 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上下水道部	都 市 整 備 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	水 道 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会計部	下 水 道 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	東 部 上 下 水 道 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教育部	会 計 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	教 育 総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支所	地 域 振 興 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	市 民 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支所	保 健 福 祉 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	産 業 建 設 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報				洪水特別警報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	霧注意報	霜注意報	大雨注意報	洪水注意報	暴風警報	大雪警報		大雨警報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総務部	広 聴 広 報 課 長	○	○						○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
まちづくり推進部	財 政 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	職 員 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市民環境部	市 民 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	国 保 年 金 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
保健福祉部	生 活 環 境 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	長 寿 社 会 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
商工労働部	視 光 物 産 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	商 政 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
農林部	工 業 労 政 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	農 政 推 進 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建設部	農 地 扶 養 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	道 路 建 設 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建設部	道 路 管 理 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	治 水 河 川 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上下水道部	都 市 整 備 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	水 道 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会計部	下 水 道 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	東 部 上 下 水 道 課 長								○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教育部	会 計 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	教 育 総 務 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支所	地 域 振 興 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	市 民 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支所	保 健 福 祉 課 長								○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	産 業 建 設 課 長	○							○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		111-3	<p>別表2 気象予報・警報等通知計画（執務時間外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 通知受領者</th> <th rowspan="2">気象情報</th> <th colspan="7">気象注意報</th> <th colspan="3">気象警報</th> <th rowspan="2">洪 水 別 警 報</th> </tr> <tr> <th>風</th> <th>強</th> <th>乾</th> <th>な</th> <th>融</th> <th>霜</th> <th>雷</th> <th>大</th> <th>暴</th> <th>暴</th> <th>大</th> </tr> <tr> <th></th> <th>雪</th> <th>風</th> <th>燥</th> <th>だ</th> <th>雪</th> <th>霜</th> <th>雷</th> <th>雨</th> <th>風</th> <th>風</th> <th>雨</th> <th>雪</th> </tr> <tr> <th></th> <th>意</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>れ</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>警</th> <th>警</th> <th>警</th> <th>警</th> </tr> <tr> <th></th> <th>報</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>注</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> </tr> <tr> <th></th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>防 災 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市長公室</td> <td>危 機 管 理 監</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>政 策 企 画 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>広 聴 広 報 課 長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちづくり推進部</td> <td>職 員 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ま ち づ くり 推 進 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農 政 課 長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建 設 部</td> <td>道 路 建 設 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道 路 管 理 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 下 水 道 部</td> <td>水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教 育 部</td> <td>東 部 上 下 水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>教 育 総 務 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 所</td> <td>地 域 振 興 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産 業 建 設 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（略）</p> <p>別図1～8（略）</p> <p>第4節（略）</p>	区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報			洪 水 別 警 報	風	強	乾	な	融	霜	雷	大	暴	暴	大		雪	風	燥	だ	雪	霜	雷	雨	風	風	雨	雪		意	注	注	れ	注	注	注	注	警	警	警	警		報	意	意	注	意	意	意	意	報	報	報	報		報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務部	広 聴 広 報 課 長		○					○	○		○	○	総 務 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○	財 政 課 長	○						○	○	○	○	○	まちづくり推進部	職 員 課 長	○						○	○	○	○	○	ま ち づ くり 推 進 課 長	○						○	○	○	○	○	農 林 部	農 政 課 長		○			○	○	○	○	○	○	○	建 設 部	道 路 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○	道 路 管 理 課 長	○			○			○	○	○	○	○	都 市 整 備 課 長							○	○	○	○	○	上 下 水 道 部	水 道 課 長							○	○	○	○	○	下 水 道 課 長							○	○		○	○	教 育 部	東 部 上 下 水 道 課 長							○	○	○	○	○	教 育 総 務 課 長	○						○	○	○	○	○	支 所	地 域 振 興 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○	産 業 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○	<p>別表2 気象予報・警報等通知計画（執務時間外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 通知受領者</th> <th rowspan="2">気象情報</th> <th colspan="7">気象注意報</th> <th colspan="3">気象警報</th> <th rowspan="2">洪 水 別 警 報</th> </tr> <tr> <th>風</th> <th>強</th> <th>乾</th> <th>な</th> <th>融</th> <th>霜</th> <th>雷</th> <th>大</th> <th>暴</th> <th>暴</th> <th>大</th> </tr> <tr> <th></th> <th>雪</th> <th>風</th> <th>燥</th> <th>だ</th> <th>雪</th> <th>霜</th> <th>雷</th> <th>雨</th> <th>風</th> <th>風</th> <th>雨</th> <th>雪</th> </tr> <tr> <th></th> <th>意</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>れ</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>注</th> <th>警</th> <th>警</th> <th>警</th> <th>警</th> </tr> <tr> <th></th> <th>報</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>注</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>意</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> </tr> <tr> <th></th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> <th>報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>防 災 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市長公室</td> <td>危 機 管 理 監</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>政 策 企 画 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>広 聴 広 報 課 長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちづくり推進部</td> <td>職 員 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ま ち づ くり 推 進 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>農 林 部</td> <td>農 政 推 進 課 長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建 設 部</td> <td>道 路 建 設 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道 路 管 理 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 下 水 道 部</td> <td>水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教 育 部</td> <td>東 部 上 下 水 道 課 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>教 育 総 務 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支 所</td> <td>地 域 振 興 課 長</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産 業 建 設 課 長</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（略）</p> <p>別図1～8（略）</p> <p>第4節（略）</p>	区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報			洪 水 別 警 報	風	強	乾	な	融	霜	雷	大	暴	暴	大		雪	風	燥	だ	雪	霜	雷	雨	風	風	雨	雪		意	注	注	れ	注	注	注	注	警	警	警	警		報	意	意	注	意	意	意	意	報	報	報	報		報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務部	広 聴 広 報 課 長		○					○	○		○	○	総 務 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○	財 政 課 長	○						○	○	○	○	○	まちづくり推進部	職 員 課 長	○						○	○	○	○	○	ま ち づ くり 推 進 課 長	○						○	○	○	○	○	農 林 部	農 政 推 進 課 長		○			○	○	○	○	○	○	○	建 設 部	道 路 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○	道 路 管 理 課 長	○			○			○	○	○	○	○	都 市 整 備 課 長							○	○	○	○	○	上 下 水 道 部	水 道 課 長							○	○	○	○	○	下 水 道 課 長							○	○		○	○	教 育 部	東 部 上 下 水 道 課 長							○	○	○	○	○	教 育 総 務 課 長	○						○	○	○	○	○	支 所	地 域 振 興 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○	産 業 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○	市の組織変更に伴う修正
区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報			洪 水 別 警 報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		風	強	乾	な	融	霜	雷	大	暴	暴		大																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	雪	風	燥	だ	雪	霜	雷	雨	風	風	雨	雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	意	注	注	れ	注	注	注	注	警	警	警	警																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	報	意	意	注	意	意	意	意	報	報	報	報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総務部	広 聴 広 報 課 長		○					○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総 務 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	財 政 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
まちづくり推進部	職 員 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ま ち づ くり 推 進 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
農 林 部	農 政 課 長		○			○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 設 部	道 路 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	道 路 管 理 課 長	○			○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	都 市 整 備 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上 下 水 道 部	水 道 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下 水 道 課 長							○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教 育 部	東 部 上 下 水 道 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	教 育 総 務 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支 所	地 域 振 興 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	産 業 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
区分 通知受領者	気象情報	気象注意報							気象警報			洪 水 別 警 報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		風	強	乾	な	融	霜	雷	大	暴	暴		大																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	雪	風	燥	だ	雪	霜	雷	雨	風	風	雨	雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	意	注	注	れ	注	注	注	注	警	警	警	警																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	報	意	意	注	意	意	意	意	報	報	報	報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消防本部	防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
市長公室	危 機 管 理 監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	政 策 企 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総務部	広 聴 広 報 課 長		○					○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総 務 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	財 政 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
まちづくり推進部	職 員 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ま ち づ くり 推 進 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
農 林 部	農 政 推 進 課 長		○			○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建 設 部	道 路 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	道 路 管 理 課 長	○			○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	都 市 整 備 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上 下 水 道 部	水 道 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	下 水 道 課 長							○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教 育 部	東 部 上 下 水 道 課 長							○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	教 育 総 務 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
支 所	地 域 振 興 課 長	○	○		○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	産 業 建 設 課 長	○						○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																								
	5	121	<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>収集、報告する災害情報の内容</td> <td>実施担当課</td> <td>様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 避難指示等の実施状況</td> <td>消防本部防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 人的被害及び住家被害の状況</td> <td>税務課 、 収納課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			2 避難指示等の実施状況	消防本部防災課	(略)	3 人的被害及び住家被害の状況	税務課 、 収納課	(略)	<p>第5節 災害情報の収集及び報告等の計画 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報収集、実施担当課 収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>収集、報告する災害情報の内容</td> <td>実施担当課</td> <td>様式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 避難指示等の実施状況</td> <td>消防本部防災課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 人的被害及び住家被害の状況</td> <td>市民税課、 資産税課、 収納課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式	(略)			2 避難指示等の実施状況	消防本部防災課	(略)	3 人的被害及び住家被害の状況	市民税課、 資産税課、 収納課	(略)	市の組織変更に伴う修正																
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																											
(略)																																													
2 避難指示等の実施状況	消防本部防災課	(略)																																											
3 人的被害及び住家被害の状況	税務課 、 収納課	(略)																																											
収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式																																											
(略)																																													
2 避難指示等の実施状況	消防本部防災課	(略)																																											
3 人的被害及び住家被害の状況	市民税課、 資産税課、 収納課	(略)																																											
	122	<table border="1"> <tr> <td>4 市有財産の被害状況</td> <td>財政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</td> <td>まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 子育て支援課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>11 農業施設の被害状況</td> <td>農政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 農作物等の被害状況</td> <td>農政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 家畜等の被害状況</td> <td>農政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14 農地農業用施設の被害状況</td> <td>農政課、 農地林務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況</td> <td>農地林務課</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>別図1 (略)</p>	4 市有財産の被害状況	財政課	(略)	5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 子育て支援課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室	(略)	11 農業施設の被害状況	農政課	(略)	12 農作物等の被害状況	農政課	(略)	13 家畜等の被害状況	農政課	(略)	14 農地農業用施設の被害状況	農政課、 農地林務課	(略)	15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況	農地林務課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>4 市有財産の被害状況</td> <td>財政課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況</td> <td>まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 こども家庭課、 児童保育課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>11 農業施設の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12 農作物等の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 家畜等の被害状況</td> <td>農政推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14 農地農業用施設の被害状況</td> <td>農政推進課 林政推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況</td> <td>林政推進課</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>別図1 (略)</p>	4 市有財産の被害状況	財政課	(略)	5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 こども家庭課、 児童保育課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室	(略)	11 農業施設の被害状況	農政推進課	(略)	12 農作物等の被害状況	農政推進課	(略)	13 家畜等の被害状況	農政推進課	(略)	14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課 林政推進課	(略)	15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況	林政推進課	(略)
4 市有財産の被害状況	財政課	(略)																																											
5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 子育て支援課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室	(略)																																											
11 農業施設の被害状況	農政課	(略)																																											
12 農作物等の被害状況	農政課	(略)																																											
13 家畜等の被害状況	農政課	(略)																																											
14 農地農業用施設の被害状況	農政課、 農地林務課	(略)																																											
15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況	農地林務課	(略)																																											
4 市有財産の被害状況	財政課	(略)																																											
5 社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、 いきがづくり課、 スポーツ振興課、 こども家庭課、 児童保育課、 福祉課、 文化財課、 骨寺荘園室	(略)																																											
11 農業施設の被害状況	農政推進課	(略)																																											
12 農作物等の被害状況	農政推進課	(略)																																											
13 家畜等の被害状況	農政推進課	(略)																																											
14 農地農業用施設の被害状況	農政推進課 林政推進課	(略)																																											
15 林業施設、林産物及び私有林の被害状況	林政推進課	(略)																																											

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																														
6		128	別図2 報告区分別系統図	別図2 報告区分別系統図	市の組織変更に伴う修正																																														
		130	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>農地農業用施設被害報告</td> <td> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>林業関係被害報告</td> <td> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農地林務班</div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	様式		報告区分	報告系統	(略)			15	農地農業用施設被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div>	(略)			16	林業関係被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農地林務班</div> </div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式</th> <th>報告区分</th> <th>報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>農地農業用施設被害報告</td> <td> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>林業関係被害報告</td> <td> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">林政班</div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	様式	報告区分	報告系統	(略)			15	農地農業用施設被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div>	(略)			16	林業関係被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">林政班</div> </div>																
		様式	報告区分	報告系統																																															
		(略)																																																	
15	農地農業用施設被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div>																																																	
(略)																																																			
16	林業関係被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農地林務班</div> </div>																																																	
様式	報告区分	報告系統																																																	
(略)																																																			
15	農地農業用施設被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【農地】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農政班</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一関地方支部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林班</div> </div>																																																	
(略)																																																			
16	林業関係被害報告	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">林政班</div> </div>																																																	
132	第6節 災害広報広聴計画 (略)	第6節 災害広報広聴計画 (略)																																																	
133	<p>1 実施責任者及び担当部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調査班 (<u>税務課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>衛生班 (健康づくり課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救護班 (長寿社会課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林部</td> <td>農政班 (<u>農政課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農地林務班 (農地林務課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当内容	(略)			総務部	調査班 ( <u>税務課</u> )	(略)	(略)		保健福祉部	衛生班 (健康づくり課)	(略)	救護班 (長寿社会課)	(略)	(略)			農林部	農政班 ( <u>農政課</u> )	(略)	農地林務班 (農地林務課)	(略)	<p>1 実施責任者及び担当部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調査班 (<u>市民税課</u>) (<u>資産税課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康こども部</td> <td>衛生班 (健康づくり課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班 (長寿社会課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林部</td> <td>農政班 (<u>農政推進課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林政班 (<u>林政推進課</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当内容	(略)			総務部	調査班 ( <u>市民税課</u> ) ( <u>資産税課</u> )	(略)	(略)		健康こども部	衛生班 (健康づくり課)	(略)	福祉部	救護班 (長寿社会課)	(略)	(略)			農林部	農政班 ( <u>農政推進課</u> )	(略)	林政班 ( <u>林政推進課</u> )	(略)
部	班名	担当内容																																																	
(略)																																																			
総務部	調査班 ( <u>税務課</u> )	(略)																																																	
	(略)																																																		
保健福祉部	衛生班 (健康づくり課)	(略)																																																	
	救護班 (長寿社会課)	(略)																																																	
(略)																																																			
農林部	農政班 ( <u>農政課</u> )	(略)																																																	
	農地林務班 (農地林務課)	(略)																																																	
部	班名	担当内容																																																	
(略)																																																			
総務部	調査班 ( <u>市民税課</u> ) ( <u>資産税課</u> )	(略)																																																	
	(略)																																																		
健康こども部	衛生班 (健康づくり課)	(略)																																																	
福祉部	救護班 (長寿社会課)	(略)																																																	
(略)																																																			
農林部	農政班 ( <u>農政推進課</u> )	(略)																																																	
	林政班 ( <u>林政推進課</u> )	(略)																																																	



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
			(略)	(略)	
			2～3 (略)	2～3 (略)	
			第7節～第11節 (略)	第7節～第11節 (略)	
	12	157	第12節 相互応援協力計画	第12節 相互応援協力計画	
			1 基本方針	1 基本方針	
			(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
			(4) 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。	(4) 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。	
				(5) <u>市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			2 実施機関	2 実施機関	
			(略)	(略)	
			[市本部の担当]	[市本部の担当]	
			部 班 担当業務	部 班 担当業務	
			(略)	(略)	
		158	市民環境部 (略)	市民環境部 (略)	
			保健福祉部 衛生班 (健康づくり課) (略)	健康こども部 衛生班 (健康づくり課) (略)	市の組織変更に伴う修正
			救護班 (長寿社会課) (略)	福祉部 救護班 (長寿社会課) (略)	
			(略)	(略)	
			農林部 農政班 (農政課) (略)	農林部 農政班 (農政推進課) (略)	
			(略)	(略)	
			3 (略)	3 (略)	
			第13節～第14節 (略)	第13節～第14節 (略)	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																
	15	171	<p>第15節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>1 法の適用及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部は別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>救護班</td> <td>救護班長 (長寿社会課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法適用の基準 (1)から(2) (略) 3～5 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)	<p>第15節 災害救助法の適用計画 (略)</p> <p>1 法の適用及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部は別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班</td> <td>救護班長 (長寿社会課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法適用の基準(災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述) (1)から(2) (略) 3～5 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)	<p>市の組織変更に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
	部	班	担当責任者	担当内容																	
保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)																		
部	班	担当責任者	担当内容																		
福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)																		
16	174	<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における危険地域にある住民の避難のため立退きを指示、警告、避難場所及び避難所の設置並びに避難所への受入れは別に定めるもののほか、避難行動要支援者については「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」によるものとし、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を伝達するとともに、<u>避難支援従事者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。(略)</p> <p>1 (略) 2 実施要領 (1)～(11) (略) (12) <u>避難支援従事者</u>の安全確保 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援従事者</u>の安全確保を図るものとする。 (13)～(16) (略) 3～4 (略) 5 避難所の設置運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア (略) イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している<u>ガイドライン</u>等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>	<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における危険地域にある住民の避難のため立退きを指示、警告、避難場所及び避難所の設置並びに避難所への受入れは別に定めるもののほか、避難行動要支援者については「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」によるものとし、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を伝達するとともに、<u>避難支援等関係者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。(略)</p> <p>1 (略) 2 実施要領 (1)～(11) (略) (12) <u>避難支援等関係者</u>の安全確保 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援等関係者</u>の安全確保を図るものとする。 (13)～(16) (略) 3～4 (略) 5 避難所の設置運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア (略) イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している「<u>避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</u>」等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																	
		181	<p>(12) <u>避難支援従事者</u>の安全確保 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援従事者</u>の安全確保を図るものとする。 (13)～(16) (略) 3～4 (略) 5 避難所の設置運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア (略) イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している<u>ガイドライン</u>等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>	<p>(12) <u>避難支援等関係者</u>の安全確保 市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援等関係者</u>の安全確保を図るものとする。 (13)～(16) (略) 3～4 (略) 5 避難所の設置運営 (1) (略) (2) 避難所の運営 ア (略) イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している「<u>避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</u>」等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>																	
		185	<p>イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している<u>ガイドライン</u>等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>	<p>イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成している「<u>避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</u>」等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。 ウ (略)</p>	<p>所要の修正</p>																

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																							
		185	<p>エ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所の施設管理者、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO_____等外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 市本部長は、避難所の感染症予防について必要な事項を_____、避難者の健康状態の確認や避難所内の消毒を徹底するなど、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>エ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所の施設管理者、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 市本部長は、避難所の感染症予防について必要な事項を<u>定めた「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」</u>等により、避難者の健康状態の確認や避難所内の消毒を徹底するなど、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>所要の修正</p>																							
		191-6	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>令和3年度に発生した災害を踏まえた修正</p>																							
17	192	<p>第17節 医療・保健計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>救護所開設班</td> <td>救護所開設班長 (国保年金課長)</td> <td>応急救護所の開設及び運営に関する</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	市民環境部	救護所開設班	救護所開設班長 (国保年金課長)	応急救護所の開設及び運営に関する	<p>第17節 医療・保健計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康子ども部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>救護所開設班</td> <td>救護所開設班長 (国保年金課長)</td> <td>救護所の開設及び運営に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当責任者	担当内容	健康子ども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	市民環境部	救護所開設班	救護所開設班長 (国保年金課長)	救護所の開設及び運営に関するこ	<p>市の組織変更に伴う修正</p>
部	班	担当責任者	担当内容																									
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																									
市民環境部	救護所開設班	救護所開設班長 (国保年金課長)	応急救護所の開設及び運営に関する																									
部	班	担当責任者	担当内容																									
健康子ども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																									
市民環境部	救護所開設班	救護所開設班長 (国保年金課長)	救護所の開設及び運営に関するこ																									

章	節	頁	現	行	修	正	修正理由	
		192		こと。 _____ _____ _____ _____			と。 ※救護所の開設に係る一関市医師会、一関歯科医師会及び一関薬剤師会への協力要請は健康づくり課が担当	所要の修正
		193	2 実施要領 (1)~(2) (略) (3) 医療品等の確保(医療品販売店は資料編3-17-4) 市本部長は、保健福祉部長を通して医療・助産の実施に必要な医療品及び衛生材料の確保のため地域内の医療品、医療器材販売店の在庫数量を掌握し調達可能数量を調査しておくものとする。		2 実施要領 (1)~(2) (略) (3) 医療品等の確保(医療品販売店は資料編3-17-4) 市本部長は、健康子ども部長を通して医療・助産の実施に必要な医療品及び衛生材料の確保のため地域内の医療品、医療器材販売店の在庫数量を掌握し調達可能数量を調査しておくものとする。			市の組織変更に伴う修正
		194	(4)~(10) (略) 3 健康管理活動の実施 (1) 市本部長は被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次により「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。		(4)~(10) (略) 3 健康管理活動の実施 (1) 市本部長は被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次により「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。			
			健康管理活動班の編成基準 保健師1名以上 _____ 栄養士 1名		健康管理活動班の編成基準 保健師1名以上 管理栄養士(栄養士) 1名			県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			(2)~(3) (略) 4~6 (略)		(2)~(3) (略) 4~6 (略)			
18	198	198	第18節 食料・生活必需品等供給計画 (略) 1 実施責任者及び担当部 (1)~(4) (略) (5) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。		第18節 食料・生活必需品等供給計画 (略) 1 実施責任者及び担当部 (1)~(4) (略) (5) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。			
			部 班 担当責任者 担当：内容 商工労働部 (略)		部 班 担当責任者 担当：内容 商工労働部 (略)			
			保健福祉部 救護班 救護班長 (長寿社会課長) (略)		健康子ども部 救護班 (子ども家庭課長) (長寿社会課長) (略)			市の組織変更に伴う修正
		199	2 (略) 3 物資の種類 (1) 食料等の種類等 ア~ウ (略)		2 (略) 3 物資の種類 (1) 食料等の種類等 ア~ウ (略)			

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																								
21	209	199	<p>エ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者_____等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第19節～第20節 (略)</p>	<p>エ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者</u>等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第19節～第20節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>																								
		210	<p>第21節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1)～(2) (略) (3) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>救護班</td> <td>救護班長 (福祉課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p>	部		班	担当責任者	担当内容	保健福祉部	救護班	救護班長 (福祉課長)	(略)	(略)				<p>第21節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1)～(2) (略) (3) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福 祉 部</td> <td>救護班</td> <td>救護班長 (福祉課長)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	福 祉 部	救護班	救護班長 (福祉課長)	(略)	(略)			
	部	班	担当責任者	担当内容																									
保健福祉部	救護班	救護班長 (福祉課長)	(略)																										
(略)																													
部	班	担当責任者	担当内容																										
福 祉 部	救護班	救護班長 (福祉課長)	(略)																										
(略)																													
215	<p>第22節 感染症予防計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p> <p>第23節～第26節 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	<p>第22節 感染症予防計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康こども部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p> <p>第23節～第26節 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	健康こども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	<p>市の組織変更に伴う修正</p>										
部	班	担当責任者	担当内容																										
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																										
部	班	担当責任者	担当内容																										
健康こども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																										
242	<p>第27節 農畜産物応急対策計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	<p>第27節 農畜産物応急対策計画 (略)</p> <p>1 実施責任者及び担当部 (1) (略) (2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>																											

章	節	頁	現 行				修 正				修正理由
			部	班	担当責任者	担当内容	部	班	担当責任者	担当内容	
33	242	276	農林部	農林班	農林班長 (農政課長)	(略)	農林部	農林班	農林班長 (農政推進課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正
			2～3 (略)				2～3 (略)				
			第28節～第32節 (略)				第28節～第32節 (略)				
35	277	280	第33節 防災ヘリコプター等活動計画 1～2 (略) 3 実施要領 (1)～(2) (略) (3) 活動内容 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。				第33節 防災ヘリコプター等活動計画 1～2 (略) 3 実施要領 (1)～(2) (略) (3) 活動内容 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。				県地域防災計画の修正と整合を図る修正
			(略)				(略)				
			救助活動	(略)			救助活動	(略)			
			救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び__機材等の搬送 エ _____ __ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ <u>臓器搬送</u> オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合					
			(4) (略) (5) 受入体制 応援を要請した市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受入体制を整える。	(4) (略) (5) 受入体制 応援を要請した市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受入体制を整える。							
			ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 エ その他必要な事項	ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項							
			第34節 (略)				34節 (略)				
			第35節 義援物資、義援金の受付・配分計画 1 (略) 2 実施責任者及び担当部 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。				第35節 義援物資、義援金の受付・配分計画 1 (略) 2 実施責任者及び担当部 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。				

章	節	頁	現 行				修 正				修正理由	
			部	班	担当責任者	担当内容	部	班	担当責任者	担当内容		
36	282 287	280	保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)	福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正	
		3 (略)										
		第36節 原子力災害応急対策計画 1～5 (略)										
		6 緊急時モニタリング (略)										
		[市の担当]										
		部	班	担当責任者	担当内容	部	班	担当責任者	担当内容			
		(略)				(略)						
		農林部	農政班	農政班長 (農政課長)	(略)	農林部	農政班	農政班長 (農政推進課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正		
		(略)				(略)						
		保健福祉部	衛生班	衛生班長 (子育て支援課長)	(略)	健康こども部	衛生班	衛生班長 (児童保育課長)	(略)			
288	293	288	7 避難・影響回避 市民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。 (略)				7 避難・影響回避 市民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。 (略)				県地域防災計画の修正と整合を図る修正	
		(1)～(3) (略)										
		8 医療・保健 (略)										
		(1) 避難退域時検査及び簡易除染 ア (略)										
		イ 市本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長へ通知す										
		(1) 避難退域時検査及び簡易除染 ア (略)										
		イ 市本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長へ通知す										

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																									
4	2	293	<p>るものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>第37節 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	<p>るものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当責任者</th> <th>担当内容</th> </tr> <tr> <td>健康こども部</td> <td>衛生班</td> <td>衛生班長 (健康づくり課長)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>第37節 (略)</p>	部	班	担当責任者	担当内容	健康こども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)	市の組織変更に伴う修正																									
		部	班	担当責任者	担当内容																																									
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																																											
部	班	担当責任者	担当内容																																											
健康こども部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	(略)																																											
299	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 (略)</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 (略)</p>																																												
		303	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者の生活確保</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者の生活確保</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正																																									
		304	<p>(4) 災害弔慰金等の支給等</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">支給対象</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>生計維持者</th> <th>その他の者</th> </tr> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小災害見舞金</td> <td>り災者見舞金</td> <td colspan="2">災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村見舞金</td> <td colspan="2">災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定</td> </tr> </table>	資金名		支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	災害弔慰金		(略)		災害障害見舞金		(略)		小災害見舞金	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村		市町村見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定		<p>(4) 災害弔慰金等の支給等</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">支給対象</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>生計維持者</th> <th>その他の者</th> </tr> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td> <td></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小災害見舞金</td> <td>り災者見舞金</td> <td>災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村</td> <td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額</td> </tr> <tr> <td>市町村見舞金</td> <td>災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定</td> <td>災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定</td> </tr> </table>	資金名	支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	災害弔慰金		(略)		災害障害見舞金		(略)		小災害見舞金	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	市町村見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定
資金名	支給対象	支給額																																												
		生計維持者	その他の者																																											
災害弔慰金		(略)																																												
災害障害見舞金		(略)																																												
小災害見舞金	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村																																												
	市町村見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定																																												
資金名	支給対象	支給額																																												
		生計維持者	その他の者																																											
災害弔慰金		(略)																																												
災害障害見舞金		(略)																																												
小災害見舞金	り災者見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額																																											
	市町村見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類(同条第3号、第4号及び第7号に規定																																											



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
1	1	305	<p>する救助を除く。)と同一の種類の救助について、同法第2条_____に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額</p> <p>(5)~(9) (略) 3~4 (略)</p> <p>第3節~第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>震災対策編</b></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節~第15節 (略) 第16節 食料・生活必需品等の備蓄計画 ..... 385</p> <hr/> <p>第3章~第4章 (略)</p>	<p>する救助を除く。)と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額</p> <p>(5)~(9) (略) 3~4 (略)</p> <p>第3節~第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>震災対策編</b></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節~第15節 (略) 第16節 食料・生活必需品等の備蓄計画 ..... 385 第17節 <u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合</u> <u>にとるべき防災対策に関する計画</u> ..... 386</p> <p>第3章~第4章 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		351	<p>第1章 総 則 (略)</p>	<p>第1章 総 則 (略)</p>	
		352	<p>第1節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「海溝型地震特措法」という。）第3条の規定に基づき、当市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことから、同法第6条第1項の規定に基づき、市の地域に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を</p>	<p>第1節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「海溝型地震特措法」という。）第3条の規定に基づき、当市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、市の地域に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を</p>	



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		355	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>オ 防災関係法令の運用に関すること。 カ 土木・建築・その他地震対策に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 市民等に対する防災知識の普及 (略)</p>	<p>(エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に<u>具体的に</u>とるべき行動に関する知識</p> <p>(オ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(カ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>オ 防災関係法令の運用 カ 土木・建築・その他地震対策</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 市民等に対する防災知識の普及 (略)</p>	<p>国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正</p>
		356	<p>(1) 普及の内容</p> <p>ア 地震に関する一般的知識 イ 過去の主な災害事例</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 震災対策の現状 エ 平常時の心得</p> <p>① 避難所、避難道路等を確認する。 ② _____ 3日分 _____ の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の _____ 備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池 _____ 等）の準備を行う。 ③ いざというときの対処方法を検討する。 ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。 ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。 ⑥ 愛玩動物との同行避難やキャリーバック又はゲージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。</p>	<p>(1) 普及の内容</p> <p>ア 地震に関する一般的知識 イ 過去の主な災害事例 ウ 今後、想定される地震災害</p> <p>(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(イ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>(ウ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の<u>出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>エ 震災対策の現状 オ 平常時の心得</p> <p>(ア) 避難所、避難道路等を確認する。 (イ) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備を行う。 (ウ) いざというときの対処方法を検討する。 (エ) 防災訓練等へ積極的に参加する。 (オ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。 (カ) 愛玩動物との同行避難やキャリーバック又はゲージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		356	<p>オ 地震発生時の心得及び避難方法</p> <p>カ 心肺蘇生法、止血法等の応急手当</p> <p>キ 災害危険箇所に関する知識</p> <p>ク 避難指示等の意味及び内容</p> <p>ケ 電気通信業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>(キ) 家具の固定、出火防止等の平素からの対策</p> <p>(ク) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>カ 地震発生時の心得及び避難方法</p> <p>キ 心肺蘇生法、止血法等の応急手当</p> <p>ク 災害危険箇所に関する知識</p> <p>ケ 避難指示等の意味及び内容</p> <p>コ 正確な情報の入手方法</p> <p>サ 電気通信業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等</p> <p>シ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正</p>
3	362	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>市及び防災関係機関は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、単独あるいは他の機関と協力して震災に関する総合訓練、又は、下記に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種訓練</p> <p>(1) 通信情報連絡訓練</p> <p><u>震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 災害情報連絡訓練</p> <p><u>震災時において、防災関係機関相互間及び市民に対する災害情報連絡の迅速、かつ、的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を実施する。</u></p> <p>(3) 動員訓練</p> <p><u>応急対策を実施するために必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき、職員の非常招集の動員訓練を実施する。</u></p> <p>(4) 消防訓練</p> <p><u>震災時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り突発的な災害に対処できるよう非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。</u></p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>市及び防災関係機関は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、単独あるいは他の機関と協力して地震に関する総合訓練、又は、下記に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種訓練</p> <p>(1) 災害対策本部設置・運営訓練</p> <p><u>災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。</u></p> <p>(2) 通信情報連絡訓練</p> <p><u>通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。</u></p> <p>(3) 職員非常招集訓練</p> <p><u>通常の交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。</u></p> <p>(4) 避難訓練</p> <p><u>各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		362	<p>(5) 災害応急復旧訓練 震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの被災施設の迅速、かつ、円滑な応急復旧活動に対処できるよう災害応急復旧訓練を実施する。</p> <p>(6) 避難・救助訓練 各種の訓練に併せて、又は、単独で避難、救助救護訓練を実施する。 また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、収容者等の人命を保護するための避難訓練を随時、実施するよう指導を図る。</p> <p>(7) 広域的な訓練 広域応援体制の確立を図るため、近隣市町村や消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、関係機関と締結している広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p>	<p>(5) 避難所開設・運営訓練 行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。</p> <p>(6) 救出・救助訓練 消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。</p> <p>(7) 医療救護訓練 多数の傷病者が発生した場合を想定し、救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。</p> <p>(8) 消防訓練 消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。</p> <p>(9) 要配慮者を対象とした訓練 個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。</p> <p>(10) 遺体対応訓練 最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。</p> <p>(11) 多言語対応訓練 社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。</p> <p>(12) 施設復旧訓練 ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。</p> <p>(13) 交通規制訓練 緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
		363	<p>(8) 図上訓練 震災応急対策について、机上で想定訓練を行い、主として応急対策の基本的知識及び活動要領を対策要員に周知徹底する。</p>		
			第3節の2～第11節 (略)	第3節の2～第11節 (略)	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由												
	12	380	<p>第12節 火災予防計画 (略)</p> <p>1 出火防止、初期消火体制の確立 (1) 火災予防の徹底 ア (略) イ 市及び消防機関は、出火防止、及び火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な資器材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方法について、指導の徹底を図るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>指 導 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節～第16節 (略)</p>	対象	指 導 内 容	一般家庭	1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)	事業所	(略)	<p>第12節 火災予防計画 (略)</p> <p>1 出火防止、初期消火体制の確立 (1) 火災予防の徹底 ア (略) イ 市及び消防機関は、出火防止、及び火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な資器材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方法について、指導の徹底を図るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>指 導 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブ及び転倒時ガス遮断装置付きガスストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節～第16節 (略)</p>	対象	指 導 内 容	一般家庭	1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブ及び転倒時ガス遮断装置付きガスストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)	事業所	(略)	<p>所要の修正</p>
対象	指 導 内 容																
一般家庭	1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)																
事業所	(略)																
対象	指 導 内 容																
一般家庭	1 (略) 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 ア～イ (略) ウ 対震自動消火装置付石油ストーブ及び転倒時ガス遮断装置付きガスストーブの普及促進及び点検履行 エ (略) 3 (略)																
事業所	(略)																
	17	386	<p>第17節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等 (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。 ア 市内部及び関係機関相互間の伝達体制 市ホームページ、SNS及びFAX等を通じて関係機関へ伝達する。</p>	<p>第17節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する計画</p> <p>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等 (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。 ア 市内部及び関係機関相互間の伝達体制 市ホームページ、SNS及びFAX等を通じて関係機関へ伝達する。</p>	<p>国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正</p>												

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		386		<p><u>イ 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</u>  <u>本編第3章第16節「避難・救出計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 市の災害に関する会議等の設置</u>  <u>災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</u>  <u>地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について防災行政情報システム、いちのせきメール、コミュニティFMラジオ、SNS及び市ホームページ等により周知するものとする。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき期間等</u>  <u>市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p><u>4 市のとるべき措置</u>  <u>市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u>  <u>また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u>  <u>(後発地震に対して注意する措置)</u></p> <p><u>(1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u></p> <p><u>(2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u></p> <p><u>(3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p><u>(4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p>	<p>国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の修正に伴う修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																																														
3	1	387	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1 防災関係機関の組織の体制</p> <p>(1) 各防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の災害応急対策の事務、若しくは業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>福 祉 課</td> <td>社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 部</td> <td>農 政 課</td> <td rowspan="2">農地農業用施設の被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>農地林務課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 支 所</td> <td>市 民 課</td> <td rowspan="2">社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(6)</p>	部	課	担 当 内 容	(略)			保健福祉部	福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等	農 林 部	農 政 課	農地農業用施設の被害情報の収集	農地林務課	(略)			各 支 所	市 民 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等	保健福祉課	(略)			<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>1 防災関係機関の組織の体制</p> <p>(1) 各防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の災害応急対策の事務、若しくは業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害警戒本部・支部 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>担 当 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>福 祉 部</td> <td>福 祉 課</td> <td>社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農 林 部</td> <td>農政推進課</td> <td rowspan="2">農地農業用施設の被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>林政推進課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 支 所</td> <td>市 民 福 祉 課</td> <td rowspan="2">社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(6)</p>	部	課	担 当 内 容	(略)			福 祉 部	福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等	農 林 部	農政推進課	農地農業用施設の被害情報の収集	林政推進課	(略)			各 支 所	市 民 福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等		(略)			<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>市の組織変更に伴う修正</p>
部	課	担 当 内 容																																																	
(略)																																																			
保健福祉部	福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等																																																	
農 林 部	農 政 課	農地農業用施設の被害情報の収集																																																	
	農地林務課																																																		
(略)																																																			
各 支 所	市 民 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等																																																	
	保健福祉課																																																		
(略)																																																			
部	課	担 当 内 容																																																	
(略)																																																			
福 祉 部	福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等																																																	
農 林 部	農政推進課	農地農業用施設の被害情報の収集																																																	
	林政推進課																																																		
(略)																																																			
各 支 所	市 民 福 祉 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等																																																	
(略)																																																			



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		389  391	<p>4 災害対策本部・支部 (略)</p> <p>(1)~(2) (3) 組 織 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p>	<p>4 災害対策本部・支部 (略)</p> <p>(1)~(2) (3) 組 織 ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由													
3		392	<p>イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">支部長（支所長）</div> <div style="width: 100%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">副支部長（支所次長）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>支部員</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     地域振興課長、市民課長、保健福祉課長、産業建設課長、                      産業建設課技術担当課長（該当支所）、消防署長又は分署長                 </div> </div> <p>ウ～ク（略） (4)～(5)（略）</p> <p>第2節（略）</p>	<p>イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">支部長（支所長）</div> <div style="width: 100%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black; margin: 5px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">副支部長（支所次長）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>支部員</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     地域振興課長、市民福祉課長、産業建設課長、                      産業建設課技術担当課長（該当支所）、消防署長又は分署長                 </div> </div> <p>ウ～ク（略） (4)～(5)（略）</p> <p>第2節（略）</p>	<p>市の組織変更に伴う修正</p>													
		397	<p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画（略）</p> <p>1 地震動の警報及び地震情報の種類 (1)（略） (2) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">発表基準</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	種 類		発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	<p>第3節 気象予報・警報等の伝達計画（略）</p> <p>1 地震動の警報及び地震情報の種類 (1)（略） (2) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">発表基準</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	種 類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	<p>所要の修正</p>
		種 類	発表基準	内 容														
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																
種 類	発表基準	内 容																
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																
398	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">各地の震度に関する情報</td> <td style="width: 15%;">・震度1以上</td> <td style="width: 70%;">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">各地の震度に関する情報</td> <td style="width: 15%;">・震度1以上</td> <td style="width: 70%;">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震につ</u></td> </tr> </tbody> </table>	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震につ</u>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>									
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震につ</u>																

章	節	頁	現	行	修	正	修正理由
		398					<p>いてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>(略)</p> <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p> <p>(略)</p>
		<p>推計震度分布図</p> <p>・震度5弱以上</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>遠地震に関する情報 (略)</p> <p>長周期地震動に関する観測情報</p> <p>・震度3以上</p> <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第4節~第15節 (略)</p>	<p>推計震度分布図</p> <p>・震度5弱以上</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>遠地震に関する情報 (略)</p> <p>長周期地震動に関する観測情報</p> <p>・震度3以上</p> <p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>第4節~第15節 (略)</p>				
16	416		<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>大規模な地震発生時においては、家屋の倒壊あるいは広域火災、地滑り又は山崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。</p> <p>このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市本部長又は法令に基づく実施責任者は必要に応じ、避難に関する可能な限りの措置をとるとともに、<u>避難支援従事者</u>の安全を確保しながら避難誘導を行うものとする。</p> <p>1~5 (略)</p> <p>第17節~第34節 (略)</p>	<p>第16節 避難・救出計画</p> <p>大規模な地震発生時においては、家屋の倒壊あるいは広域火災、地滑り又は山崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。</p> <p>このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市本部長又は法令に基づく実施責任者は必要に応じ、避難に関する可能な限りの措置をとるとともに、<u>避難支援等関係者</u>の安全を確保しながら避難誘導を行うものとする。</p> <p>1~5 (略)</p> <p>第17節~第34節 (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p> <p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>		

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
4			第4章 災害復旧・復興計画 (略)	第4章 災害復旧・復興計画 (略)	
			水防計画編	水防計画編	
			目次 (略)	目次 (略)	
			計画の位置づけ (略)	計画の位置づけ (略)	
1			第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)	
2			第2章 水防組織 (略)	第2章 水防組織 (略)	
3			第3章 重要水防箇所 (略)	第3章 重要水防箇所 (略)	
4			第4章 予報及び警報 (略)	第4章 予報及び警報 (略)	
5			第5章 雨量・水位等の観測及び通報 (略)	第5章 雨量・水位等の観測及び通報 (略)	



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
8			第8章 通信連絡 (略)	第8章 通信連絡 (略)	
9			第9章 水防施設及び輸送 (略)	第9章 水防施設及び輸送 (略)	
10			第10章 水防活動 (略)	第10章 水防活動 (略)	
11			第11章 水防信号、水防標識等 (略)	第11章 水防信号、水防標識等 (略)	
12			第12章 協力及び応援 (略)	第12章 協力及び応援 (略)	
13			第13章 費用負担と公用負担 (略)	第13章 費用負担と公用負担 (略)	
14			第14章 水防報告等 (略)	第14章 水防報告等 (略)	
15			第15章 水防訓練 (略)	第15章 水防訓練 (略)	
16			第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を 確保するための措置 (略)	第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を 確保するための措置 (略)	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																													
17			第17章 水防協力団体 (略)	第17章 水防協力団体 (略)																														
18			第18章 水防管理団体の水防計画 (略)	第18章 水防管理団体の水防計画 (略)																														
			<b>火山災害対策編</b>	<b>火山災害対策編</b>																														
			火山災害対策編 目次 (略)	火山災害対策編 目次 (略)																														
1		501	第1章 総 則	第1章 総 則																														
			第1節～第5節 (略)	第1節～第5節 (略)																														
	6	502	第6節 火山の概況 1～2 (略)	第6節 火山の概況 1～2 (略)																														
		503	3 栗駒山で想定される火山現象 (略)	3 栗駒山で想定される火山現象 (略)																														
			栗駒山の想定火口は、過去約1万年間の水蒸気噴火及びマグマ噴火の発生地点等とともに、下図に示す範囲として、噴火様式ごとに設定した。	栗駒山の想定火口は、過去約1万年間の水蒸気噴火及びマグマ噴火の発生地点等とともに、下図に示す範囲として、噴火様式ごとに設定した。																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">栗駒山で想定されている火山現象</th> </tr> <tr> <th>現象の種類</th> <th>水蒸気噴火</th> <th>マグマ噴火</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 き な 噴 石</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	栗駒山で想定されている火山現象			現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火	大 き な 噴 石	○	○	火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ	○	○	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">栗駒山で想定されている火山現象</th> </tr> <tr> <th>現象の種類</th> <th>水蒸気噴火</th> <th>マグマ噴火</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 き な 噴 石</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	栗駒山で想定されている火山現象			現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火	大 き な 噴 石	○	○	火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ	○	○	(略)		
栗駒山で想定されている火山現象																																		
現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火																																
大 き な 噴 石	○	○																																
火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ	○	○																																
(略)																																		
栗駒山で想定されている火山現象																																		
現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火																																
大 き な 噴 石	○	○																																
火 碎 流 ・ 火 碎 サ ー ジ	○	○																																
(略)																																		
			(注1) 火砕流とは、火山灰、れき、岩塊などが、火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を移動する現象の総称である。	(注1) 火砕流とは、噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。																														
			(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。	(注2) 火砕サージとは、火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。																														
			(注3)～(注4) (略)	(注3)～(注4) (略)																														

県地域防災計画の修正と整合を図る修正

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
2	1	512 512 513 514	<p>4～11 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災知識の普及等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合） (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 溶岩流 溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能である。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 土石流 土石流は雨により発生し、高速（時速50km程度）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。 (略)</p> <p>(カ) 融雪型火山泥流 融雪型火山泥流は高速（時速60kmを超えることもある。）で流れるため、速やかな避難が必要である。 (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>4～11 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災知識の普及等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合） (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 溶岩流 溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる事が可能な場合が多い。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 土石流 土石流は雨により発生し、高速（流速は時速数十kmに達することもある）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。 (略)</p> <p>(カ) 融雪型火山泥流 融雪型火山泥流は高速（流速は時速数十kmに達することもある）で流れるため、速やかな避難が必要である。 (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>



章	節	頁	現 行	修 正	修正理由																				
	2	515	<p>第2節 情報伝達体制</p> <p>1 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報や情報を発表（伝達）する。</p> <table border="1" data-bbox="387 379 1046 1393"> <thead> <tr> <th colspan="2">火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。</td> </tr> </tbody> </table>	火山に関する予報・警報・情報の種類と内容		種類	内容	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。	噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。	<p>第2節 情報伝達体制</p> <p>1 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報や情報を発表（伝達）する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 379 1731 1393"> <thead> <tr> <th colspan="2">火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表</td> </tr> </tbody> </table>	火山に関する予報・警報・情報の種類と内容		種類	内容	噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。	噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表	<p>県地域防災計画の修正と整合を図る修正</p>
火山に関する予報・警報・情報の種類と内容																									
種類	内容																								
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。																								
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。																								
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。																								
火山に関する予報・警報・情報の種類と内容																									
種類	内容																								
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。																								
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。																								
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表																								

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		515	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		<p>火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>火山の状況に関する解説情報</p> <p>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		
		<p>降灰予報</p> <p>_____</p> <p>○降灰予報（定時）（略）</p> <p>○降灰予報（速報）（略）</p> <p>○降灰予報（詳細）（略）</p>	<p>降灰予報</p> <p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>○降灰予報（定時）（略）</p> <p>○降灰予報（速報）（略）</p> <p>○降灰予報（詳細）（略）</p>		
		516	<p>火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。</p> <p>火山現象に関する情報等</p> <p>○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p>	<p>火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区気象台が発表する。</p> <p>火山現象に関する情報等</p> <p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。</p>	

章	節	頁	現 行	修 正	修正理由
		516	<p>○月間火山概況 (略)</p> <p>○噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</p> <hr/>	<p>○月間火山概況 (略)</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに周知するために発表する。</p>	県地域防災計画の修正と整合を図る修正
		2～5 (略)	2～5 (略)		
		第3節 (略)	第3節 (略)		
3		第3章 避難対策計画 (略)	第3章 避難対策計画 (略)		
4		第4章 災害応急対策計画 (略)	第4章 災害応急対策計画 (略)		
5		第5章 噴火後の対応計画 (略)	第5章 噴火後の対応計画 (略)		